

議 事 日 程 （第 1 号）

平成24年 3 月 6 日（火曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 専第 1 号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第 8 号）
 - 専第 2 号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 7 議案第 1 号 東白川村道の路線廃止について
- 日程第 8 議案第 2 号 東白川村道の路線認定について
- 日程第 9 議案第 3 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について
- 日程第10 議案第 4 号 東白川村暴力団排除条例について
- 日程第11 議案第 5 号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 6 号 東白川村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 7 号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 8 号 東白川村営土地改良事業経費賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第 9 号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第10号 東白川村公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第11号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第12号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第10号）
- 日程第19 議案第13号 平成23年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第20 議案第14号 平成23年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第21 議案第15号 平成23年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第22 議案第16号 平成23年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第23 議案第17号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第24 議案第18号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第25 議案第19号 権利放棄について
- 日程第26 同意第 1 号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第27 同意第 2 号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第28 同意第 3 号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第29 同意第 4 号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について

- 日程第30 同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第31 議案第20号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第21号 東白川村議会の議員の平成24年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第33 議案第22号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第23号 東白川村常勤の特別職職員の平成24年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第35 議案第24号 東白川村教育長の平成24年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第36 議案第25号 東白川村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第26号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第27号 平成24年度東白川村一般会計予算
- 日程第39 議案第28号 平成24年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第40 議案第29号 平成24年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第41 議案第30号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第42 議案第31号 平成24年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第43 議案第32号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第44 議案第33号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1番	村 雲 辰 善	2番	桂 川 一 喜
3番	樋 口 春 市	4番	服 田 順 次
5番	今 井 保 都	6番	安 倍 徹
7番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 弘 企	総 務 課 長	松 岡 安 幸
会 計 管 理 者	安 江 誠	村 民 課 長	安 江 清 高
産 業 建 設 課 長	小 池 毅	教 育 課 長	安 江 良 浩

国保診療所
事務局長 安江 宏
監査委員 安江 正彦

企画係長 河田 孝

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局
書記 今井 修輔

◎開会及び開議の宣告

○議長（安江祐策君）

ただいまから平成24年第1回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江祐策君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 樋口春市君、4番 服田順次君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（安江祐策君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの11日間と決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（安江祐策君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成24年3月6日、東白川村議会議長 安江祐策様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく安倍徹。

例月出納検査結果報告。

平成23年11月分、12月分及び平成24年1月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成23年11月分、12月分及び平成24年1月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成23年12月26日、平成24年1月25日及び2月24日。

3. 検査の結果 平成23年11月末日、12月末日及び平成24年1月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数はすべて関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（安江祐策君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（安江祐策君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 服田順次君。

○議会運営委員長（服田順次君）

議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員。

1. 中学校卒業証書授与式、目的、青少年の健全育成に資する、中学校、平成24年3月9日、議員全員。

2. 消防団入退団式、消防団活動の活性化と防火防災に資する、はなのき会館、平成24年3月11日、議員全員。

3. 小学校卒業証書授与式、児童の健全育成に資する、小学校、平成24年3月23日、議員全員。

4. みつば保育園卒園式、園児の健全育成に資する、みつば保育園、平成24年3月29日、今井保都議員、安倍徹議員。

次のとおり議長決裁により議員を派遣したので報告する。以下、書面のとおりでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（安江祐策君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

3番 樋口春市君。

〔3番 樋口春市君 一般質問〕

○3番（樋口春市君）

きょうは、人口対策についてと少子化に対応した学校教育についての2点について質問をさせていただきます。

少子・高齢化が進む今日、村の人口も日々減少の一途をたどっているのが現状であります。村長は2期目の目標として立村当時の人口3,551人を目標に掲げ、村を限界自治体にさせない村づくりを進めるため、定住促進住宅の建設、出産祝い金等で人口の増加に努めてこられたところでございますが、一昨年の国勢調査では2,515人という調査結果で、現在では村長の目標も「人口減少に歯どめをかける」というものになってきているようでございます。村営住宅の整備、I・Uターナーの定住促進のための住宅改修助成、出産祝い金の増額、インフルエンザ予防接種等の無料化、保育料の県下最低水準までの引き下げとさまざまな対策を講じられてきたところでございますが、その効果があらわれてきているとは到底思えないところでございますが、いかがでしょうか。一昨年の住民アンケートでも雇用の場の必要性が問われていましたが、人口対策に最も雇用の場対策が必要であることは何物でもないと思っておりますが、いかがでしょうか。

中学校の卒業式、成人式におきましても、現在の若者たちが、この村に帰ってきて、この村に住みたいと思っている若者が多くいるように思いますが、残念なことに現在の状況では、その受け皿となるものがないところであります。このまま手をこまねいていても、10年後には人口も2,000人

を割り込むものと思われます。ここ数年間の間に何らかの対応策が必要と思いますが、村長は人口対策に今後どのように対応されていくお考えか、お伺いをいたします。

次に、少子化に対応した学校教育について質問をさせていただきます。

現在のゼロ歳児から保育園の年長までの各年度の児童の数を見ても、すべて10人そこそこの人数であります。ことしの保育園の年少が6名、新1年生が11名という状況で、今後、村の学校教育においてさまざまな点で支障が出てくるものと予想されますが、いかがでしょうか。今後は複式学級等の処置を講じなければならないことも予想されますが、そのことも十分考慮された改修がなされているのか、お伺いをいたします。

今後、近隣の学校との連携をとらなければならない状況も懸念されるところでございますが、児童の減少で今後どのように村の学校教育が変化していくものと考えてみえるのか、お伺いをいたします。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

樋口春市議員にお答えをいたします。

初めに人口対策についてでございますが、立村当時の村民3,551人の目標を捨てたわけではございませんが、現在減り続ける人数は御案内のとおりでございます。村内に仕事はございますが、若い人たちのニーズに合う職業が少ないのが悩みの種でございます。住みよい東白川村にするために数々の施策を行っていることは議員御案内のとおりでございますが、一朝一夕に効果が目に見えてはまいりませんが、効果は必ずあるものと考えております。24年度にも幾つか施策は考えておりますが、予算が成立いたしましたら一覧表にして村民の皆さんに見ていただきたい、宣伝をして利用していただきたいと思っております。助成事業は数多くありますが、皆さんに知っていただき利用していただかないと価値がございませんので、村民の皆様には、どうかアンテナを磨いて待っていてほしいと考えております。また詳しくは係から補足をいたします。

次に、2つ目の質問でございますが、少子化に対応した今後の教育についてでございますが、集団の規模が小さくなることは、その中で成長していく子供たちにさまざまな影響があると思われる、状況に応じた対応が必要だと思っております。私も就任以来、へき地複式学級の協議会の中で郡内首長さんや先生方と話し合っただけでまいりました。その中では、規模が小さくなれば、それも特徴として生かさなくてはならないと伺っております。細部について、教育委員会からお知らせをいたします。

○議長（安江祐策君）

参事 安江弘企君。

○参事（安江弘企君）

定住促進事業の主な内容でございますけれども、住宅関係では、木曾渡に定住促進住宅の建築、

I・Uターン者への住宅改修費の助成、太陽光発電装置の補助、浄化槽の設置補助、フォレストスタイルなどの事業があります。

また、子育て関係では、出産祝い金制度の実施、中学校までの医療費の無料化、インフルエンザ、それから子宮頸がん等の予防接種費用の無料化、高校生の通学支援、越原むくハウスでの子育て支援事業の活動助成、保育料の最低水準化などを実施しております。また、新たに乳幼児のいる家庭に可燃ごみ袋を無料配布することや、みつば保育園の改修なども計画しております。

福祉関係では、交通弱者に対する外出支援サービス、高齢弱者に対するつちのこ商品券の配布事業、これも新たに在宅で紙おむつを使用している方に可燃ごみ袋の配布を計画しております。

産業関係では、耕作放棄対策事業、それからイノシシのさくの設置補助事業、新規就農者の定住促進補助金、新規就農者に対する家賃の助成、雇用の拡大を図る雇用促進奨励金などを実施しております。

そのほかに資源ごみ袋の無料化、生ごみ処理機の購入助成、生活道の整備補助金、公共施設の自主修繕など、多くを実施しているような状況でございます。

○議長（安江祐策君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

3番議員さんの2つ目の御質問の少子化に対応した今後の学校教育についてという部分について、補足の説明等をさせていただきます。

最近、子供の人数が少なくなり、複式学級も想定をされ、そうした折の施設といった御質問の部分ですけれども、まずこれには学級を編制する折の基準があります。小学校では、小学校1年生を含む場合は、8人以下になったときは複式ですよというルールでございます。したがって、例えば小学校1年生が4人、たまたま2年生も4人であった、その2つを足して8人ですので、この場合は複式ということになりますし、1年生を含まないそれ以外の場合は15人ということですので、例えば4年生が7人、5年生が8人、合計で15人の場合は複式学級ということになって、小学校1年生の場合はより大切にされておるということでございます。中学校については複式学級は編制をしないといった基準がありますので、議員おっしゃいますように、子供さんの数は少なくなっておりますけれども、現在の子供の人数、それから現在の学級編制の基準からいいますと、今のところ複式になるようなことは発生しないという状況でございます。そうした状況ですけれども、関連します施設につきましては、いずれにしてもさまざまな学習形態に対応できて、子供たちが勉強しやすい、楽しく勉強できる施設を今後も整備させていただかなければならないと思っております。

それから2つ目に、少子化の中で学校教育が今後どのように変化するかという部分ですけれども、これにつきましては、学習そのものや授業、いわゆる学校生活そのものの変化という面と、それから登下校の分団の規模ですとか、あるいは子ども会活動、またPTA活動、こうした子供を取り巻く部分の変化、この2つの面があるかと思っております。

前者の学校生活そのものの変化につきましては、学校の先生方にしっかりと受けとめていただく

べき分野と考えております。例えば、自分は授業においてグループ学習等を今までしてきたけれども、今後、人数が少なくなった折にどういったふうに対応をしていくか、あるいは同じ友達とずっと成長をしていきますので、変化に乏しくなったときにほかの学校との交流が必要ではないかと。こうしたことにつきましては、先ほど村長からもお話がございましたように、地区や県の段階でへき地複式教育研究会といったような機会ですとか、あるいは村にも村の教育研究会を設置いたしておりますので、こうした中で課題の事前の洗い出し、あるいは事前の対応策の研究等を今後も進めていただくというふうに思っております。

それから、後者の校外活動ですとかP T Aを取り巻くいろんな状況の変化につきましては、関係者の総意や協働のもとに、趣旨を大切にしながら状況に応じた柔軟な対応が必要というふうに考えております。いずれにしましても、少人数であるならば、きめ細やかさといったような利点は最大限に活用をさせていただき、また反面に体験や変化が少ないといったことにつきましては、それらを補完していくような手だて、こうしたことが今後の村の教育に必要と考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

さまざまな支援策が行われておるといことは重々承知をいたしております。県道62号線も整備をされまして道路事情もよくなったということで、恐らく村外への通勤が容易になったということで、住宅を提供されれば人口対策につながるというふうにお考えになっておるところもございしますが、通勤に往復2時間余りをかけて、さらに車を使って通勤を希望される方が今後どれだけいるとお考えになっておるのかわかりませんが、特に現在、村にそれだけの魅力があればよろしいのですが、現在の状況と、また小手先だけの施策ではなかなか人口対策につながっていくものとは私は考えられないわけでございます。昨年、一昨年と木曾渡の住宅4棟も建設をされたわけではございますけれども、なかなか募集をされても応募者がなかったと、大変苦勞されたというお話もお聞きをいたしております。

それで人口対策につきまして、本当に思い切ったある程度のお金をかけてでも取り組まないと、今のような状況では、とても人口対策は取り組めないと。中山間地域はどこの地域においても、今、人口減少に歯どめがかけれられないという地域がたくさんございます。これは全国的に大変な問題になっておるところでございしますが、村内に住んでいただける方、永住していただける方には、村で土地を無料で提供するとか、あるいは保育料の無料化を推進するとか、また加工場をつくって特産品を販売するような雇用の場を近場で見つけてあげないと、通勤に時間をかけて、さらに燃料代を使ってというようなことを今後の若い人たちが望むのであろうかなあという心配をするところでございます。先ほども申しましたように、10年もたたないうちに恐らく2,000人を割り込むということはもう既にわかっていることでございますので、思い切った事業の展開をしていただきたいと思います。

現在、既に自治会におきましてもさまざまな支障が出てきております。限界集落が2カ所も3カ所も出てくるというような事態になっておりますので、今後、人口対策に本気で村長は取り組むお考えがあるのか、再度お伺いをいたします。

また、少子化に対応した学校教育につきましては、複式学級にすぐにはならないということでございますけれども、一昨年の大改修で、そういったことも見越した改修をされておくとよかったなあというふうに思うところでございます。特に今度、みつば保育園の改修も24年度に計画をされておりますけれども、今後の人口動向に十分配慮をされた、規模の適正化を図った使い勝手のいい改修を行っていただきますようにつけ加えておきます。また、他地域に劣ることのない教育が推進できるように十分なサポートをしていただくように、お願いをしておきます。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

10年たてば2,000人を切るかどうかは定かではございませんが、住宅をつくれれば入っていただけるということはわかりました。産業におきましても、フォレストスタイル事業、それから道の駅等でも雇用の場が少しふえまして、人数がふえておるようでございます。そのような方も村の住宅へ入っておっていただけることは御存じと思いますが、今後とも少しずつですがそのような芽が出てくるものと考えております。抜本的に今の人口が一気に何重にもふえるという施策はなかなか難しいわけございまして、皆さんのお知恵をいろいろいただきながらこつこつとやっておるわけですが、依然として人口は少しずつ減ってまいります。これは中山間の悩みでもあり、それぞれの首長さんとの話し合いの中でも一番だれもが気にしておることございまして、何とかという我々の願いのもとに少しずつ進めていきたいと。

先日も、県とサントリーホールディングス、それから国の営林署署長さんにも来ていただき、皆様方にも出席をいただいて、山を美しくする、そして水を美しくする、こういう事業を立ち上げたところでございます。今まで先人が営々として育ててくれた我が村の山が荒れないようにしていくのも一つ村を美しくし、そしてまた一人でも多くの方に喜んで住んでいただけるような場所をつくるということが大切かと考えております。

議員おっしゃるように、ここに住んで遠くまで通勤をするということはなかなか難しいわけですが、それと同じように企業も、ここに工場を構えれば遠くまでまた運ばなくてはならないということもございまして、いろいろな面で交通網の発達、その他にも係る場面が多いわけございまして、リニアの新幹線ができる、きょうの一般質問にもございますが、近い中津川を通るというようなことがわかっておりますので、それへ向けてどのような我々は働きかけをしていくのか、そんなことも考えながら、この村が住みよい村になると、これが一番であると考えて、余り抜本的なことではございませんが、美しい村連合にも加入して、我々の住むところが気分よく住めるということが大切であろうかと考えておりますので、また御指導をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（安江祐策君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

まず、施設改修のお話でございますけれども、これは先般行いました小学校の大規模改修等を例にお話をさせていただきますと、少子化ということに特化をしたわけではありませんけれども、現地をごらんのように、今まではオープンであったものを、間仕切りを入れて通常教室にしながらもワークスペースは残して、さまざまな学習形態に対応できる機会をふやしておりますし、余裕教室等は放課後子ども教室に有効活用ができるような配置にさせていただきました。あわせて、従来の空調も個別形式にして維持管理の効率化を図るといったようなことにつきましては配慮をさせていただいておりますので、また御指導をいただきたいと思っております。

お話のございました2点目のみつば保育園の改修につきましては、現在支障を来しておりますことの最低限の改修を子供たちのためにさせていただくという範疇でございます。

それから、最後の少人数であっても教育レベルの維持をとということですが、これにつきましては、先生方、保護者の皆さんと協力をしながら鋭意取り組ませていただきますので、よろしくお願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

少子・高齢化が進む今日、同じ悩みを持つ中山間地域の中でも、少しでも希望の持てる政策を推進できるように努力していただきたいと思っております。また、ここ数年間が人口対策を講じるのに非常に大切な期間となると思っておりますので、十分検討をされるよう強く要望いたします。

また、学校教育につきましては、安心・安全な学校教育の推進を図っていただくように、さらにお願いをしておきます。

質問を終わります。

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

〔5番 今井保都君 一般質問〕

○5番（今井保都君）

それでは、2点ほど質問をいたします。

村民目線での新しい仕組みについて。

リニアの時代が15年後にやってきます。お隣の中津川市が岐阜県の東の玄関口として発展していくと思うと、うれしくなります。東白川村にとっても明るい展望が見えてくるのではないかと期待するところでございます。

さて、現在、村内各所で昨年の災害から復旧工事が進んでおり、道路・石垣等、村全体がきれい

になってありがたいことだと存じます。行政の前向きな取り組みを村民みんなが評価するところでございます。

また、この2日には、今後の森林整備を進めるに当たり多面的機能をさらに充実する観点から、日本を代表するサントリーさんと協定を締結されたことは、村にとりましても大変意義のあることだと存じます。

ところで、昨年、官民協働のむらづくりをスローガンに勉強会をスタートされましたが、本年は具体的に推進していかなくてはならないと存じます。村民も新しい仕組みに期待をしております。

また、昨年、日本で最も美しい村連合へ加入しましたので、例えば集落に一定額の補助金を出して事業を自由に行えるようにするとか、村民が共通意識を持って村のイメージアップを図っていきように、あぜ道や道路沿いをヒガンバナが群生するようにするとか、道路沿いの対岸にミツバツツジやハナノキを植えるなどして景観をよくすることを長期的にやっていくのも、村全体の統一した環境整備につながるのではないかと存じます。

そして、村には元気な高齢者がたくさんお見えになります。行政はシルバー人材センターやNPOなどをもっと支援して活動を活発にできるようにして、環境整備につなげてはと存じます。こういったことが新しい公共につながると思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

2点目に、診療所事業改革委員会の答申を踏まえて。

改革委員会は1月に答申を出しました。これに対してどのようなことが実現可能なのか、具体的なお考えをお伺いいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今井保都議員にお答えをいたします。

さまざまな御提案をいただきました。議員のお考えには賛成でございます。それぞれの集落の環境整備については、先日、集落協定代表者会議がございまして、その中でもお話をしたところでございますが、今までのごみ拾いだけでなく、河川の周辺の草刈り等もやっていただきたいと思います。このようなお話をしたわけでございます。24年度予算でも少し盛り込んでおります。今までも自発的に桜を植えたりツツジを植えたりして村の景観に寄与していただく方もたくさんございますので、こういう方も支援をしてみたいと考えております。

次に、リニア新幹線の駅が中津川にできることになり、先ほども申し上げましたが、東白川村にとって朗報でございます。1月31日には、かねてから立ち上げてあります濃飛横断自動車道事業促進期成同盟会の仲間でございます中津川市、下呂市、郡上市、これに白川町も加わっていただき、県庁へ陳情に伺いました。ことし完成いたします金山・下呂間に引き続き、金山・郡上の着工と下呂・中津川間の調査計画をお願いするものでございます。リニアへのアクセスはもとより、災害に強い高規格道路の要望でございます。今後も強力に推進する考えでおりますので、議会の皆様にも御協力いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお伺いをいたします。

次に、診療所改革委員会の答申についてでございますが、今井議員には改革委員長を務めていただき、大変御苦勞さまでございました。答申をいただいたすべてに対して、実現に向けて努力する考えであります。公立の医療機関として存続し、地域医療に貢献すること、そのために経営を安定させること、利用しやすく信頼される診療所にすること、高齢者の人口は減少しないことを認識した医療の実施、予防事業の成果を上げるためにも医師2人体制を維持する、みとり在宅医療の継続実施、村民に1村1医療機関の大切さや病診連携を再認識していただくこと、どれが欠けてもよくないと思いますので、答申を大切に実行してまいる所存でございます。今後とも、どうかよろしくお願いを申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

ただいま村長のほうから、村民目線での新しい仕組みもどんどん前向きに対処するというようなお言葉をいただきました。村民は、官民協働といえども、行政のある程度の指導があつて、そういった中からアイデアを出して事業を展開していくのが一番理想的じゃないかなと思いますし、スピード感覚や目的感覚を今後持って対処しないと、美しい村連合などは5年に1度審査があるわけですので、何か政策的に5年後にはこういう村にしたいというような村長の夢もあるかと思っております。今、2,500人を切っているのではないかと思いますし、官民協働のむらづくり、それから日本で最も美しい村連合、こういった事業も各行政が把握している組織を見ますと、組織に委員会とか、今現在、村にはそういうのが余りにも多過ぎるのではないかと。村民としては、1人その委員会に入れば十分対応できるのではないかと。幾つも幾つも委員会があるので、それがマンネリ化して組織だけが先行して、中身のほうが後追いになるというような状況じゃないかと思いますし、今言ったような官民協働のむらづくり、日本で最も美しい村連合などは、住民が受け皿となっておる事業を持っておりますので、こういったところを整備しながらやっていただきたいと思っておりますし、住民自治をさらに発展させるには、課題とか政策を難しく考えるととてもできるような、できるものから実行していくという、これが一番大事じゃないかと思ひまして、その中でまたいろいろ過程でよいアイデアも出てくると思っておりますので、その辺を一回精査しながら政策を出していただきたいと思っております。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

お考えはよくわかりました。今後ともそれに沿うように頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

〔2番 桂川一喜君 一般質問〕

○2番（桂川一喜君）

バブル経済がはじけてから、他の例に漏れず、さまざまな要因から本村においても経済情勢が悪化していったわけですが、景気対策として幾つかの公共投資が実施されてきました。しかしながら、その投資は本村の経済を復活させるほどの効果を上げたとは言いがたい状況です。公共投資の中でも第三セクターという方法での事業展開について、幾つかの質問をさせていただきます。

昨年度末に、本村の第三セクターの一つである新世紀工房の大規模な施設整備に当たり融資に関する相談を受け、議会全員協議会によって検討をさせていただきました。その協議会の結論は、融資に関して村は保証しないこと、事業の有効性やリスクに関して十分な検討・研究が必要であることなどでした。

そこで質問ですが、1つ、多くの疑問を残したまま、いまだに事業が継続して実行されているのはなぜなのでしょう。

2つ、第三セクターにおいて、村からお金が出ている事業は村に伺いを立てるのに、村からお金が出ていない事業は十分な相談なしに実行されているわけですが、それでいいのでしょうか。

3つ、今回の大規模な投資について、万が一失敗をしたときの責任のとり方について、村と第三セクターとの間でどのような取り決めがなされているのでしょうか。

以上、質問させていただきます。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

桂川一喜議員の御質問にお答えをいたします。

第三セクターの事業展開についてでございますが、私は就任した時点で、第三セクターの社長も兼任する慣例となっております。村長が社長を兼任するよりも民間のほうが活性化すると考えて、社長は民間に任せることにいたしました。自分たちの創意工夫で自由に事業展開をすることを指示いたしました。以後、我が東白川村の第三セクターは活性化して、新世紀工房もふるさと企画も黒字を続けております。村の産物を販売し、雇用を広げ、頑張っていると考えております。今後とも支援をしてまいります所存でございます。

今回の事業は、村の農産物を加工して販売する6次産業と言われる計画であります。私も新世紀工房の役員として会議に加わりましたが、全員の役員の方が賛成でございました。村として支援は融資の保証か補助金かと思っておりましたが、議員の皆様方が保証に反対でございましたので、利子補給ぐらいはする予定でございました。しかし、それも断ってまいりまして、金融機関の政策金融公庫が理解をしてくれまして、無担保で融資をしてくれたようでございます。

失敗したらどうするかということは、今のところ考えてはおりませんが、村も出資をしておりま

す関係で、事業については逐一村のほうへ報告は受けておりますのでチェックはしておるところで
ございます。議員の御心配、御助言はありがたく承り今後に活かしてまいりますので、御理解をお
願いたいと思います。今後の新世紀工房の事業についても、どうか村の活性化、そしてまた雇
用の拡大について御協力、御理解をいただきますようお願いを申し上げて、答弁といたします。

村とのかかわりについては、係から補足をいたします。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

それでは、村と新世紀工房とのかかわりという点につきまして、村の出資金、それから農業の担
い手といった2点から補足をさせていただきます。

有限会社新世紀工房の発行済み株式総数は72株、出資金にしまして360万円でございます。村は
そのうち37口の185万円の出資をさせていただいております。これは地方自治法施行令第152条3項
に規定する、当該地方公共団体が資本金の2分の1に相当する額以上の額の債務を負担している一
般社団法人に該当いたします。このため、村は地方自治法243条の3第2項の規定により、新世紀
工房の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を議会に提出し、第三セクターの経理状況の
報告をさせていただいております。

それから、農業の担い手についてということでございますが、新世紀工房は会社の主な目的の一
つに農作業の受委託があり、農業サポート部を設置しております。農業サポート部は、中山間地域
等直接支払制度の東白川方式によります豊かな集落づくり特別会計からの豊かな集落づくり交付金
を活用しまして農作業の受委託をしながら、農地の保全、遊休農地の解消を図っております。

また、平成18年度からは認定農業者として緑地の加工販売、そして大豆、茶の栽培も行っており、
農業の担い手として村の農業振興に寄与させていただいております。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

ただいまのお答えの中で、2番のお金を村から出すときには、予算として村が執行するときには
十分な説明、相談等が直接議会にあるのに、事業展開のみにおいては特に説明がないということの
違いについて説明がなかったもので、次のお答えの中に入れておいていただきたいということと、そ
れから、今、説明がありました村と第三セクターとのかかわり合いについてですが、そのことにつ
いては重々承知しております、そのような形でチェックしていけるであろうということと、ある
程度のチェック機能が働くということはわかっていますが、先ほど村長の説明でありました、社長
がかつて村長であったのと民間に移ったのと一番大きな違いは、第三セクターの経営内容につ
いて、議会がある程度、直接意見を言える機会があるかないかが大きな違いになってくると思
います。社長が村長である間は、議会を通じて、直接経営者である村長に対して、経営に対する質問等、そ

れから責任等を追及することができますが、民間に渡った時点で、あくまでも株主総会を通じてでないと責任追及ができません。ですが株主総会における権限というのは、意外と経営者と株主との関係においてかなり制限がされるもので、事業内容を逐一細かくチェックするということがなかなか不可能になってくるんではないかと思えます。

そこで、国の場合ですと、国鉄ですとか、郵政でありますとか、そういうものが次々民営化される折には、その点のチェック機能が十分働くように、各種の法律を十分整備した上で、それでその法律にのっとった上で起動しなかったり、ある程度のお互いの責任の範疇をあらかじめ取り決めた上での民間委託というのが行われているはずですが、この当村の第三セクターにおいては、それにかかります十分な条例ですとか規則をつくらないまま民間委託されているのが現状ではないかと思えます。

そこで、今のところ特に大きな暴走等は考えられないわけですが、それでも各種の事業の失敗ですとか、その失敗の結果、先ほど課長のほうから説明がありました出資割合が実は問題になってきてまして、本来ですと出資金が185万円あるということは、村は何が起きても、185万円をあきらめるかあきらめないか、それだけの損失だけでとまるはずですが、現状では半分以上出資している会社が暗礁に乗り上げないように、村の責任、もしくは村の援助が会社の経営に対する赤字等についても補充されていっているのが現状ではないかと思えます。すると、その財源を補充するというためには、ある程度議会の承認等を得ながら資金が流れていくことが大事だと思います。今の資金の流れですが、直接名目として支払われるのではなくて、第三セクター等は、入札等は十分行われない状態で事業委託が行われたり、そのような形での資金の流れも十分考えていただく必要があると思えます。

それで、事業内容のよしあしを直接問題にするというのではなくて、今後、第三セクターが展開していく上で、条例等の制定をもう少し十分に行って、ある程度村民の財産である第三セクターという会社が、村民の監視が強力に働くような仕組みづくりを今後考えていく必要があるんじゃないかと思えますが、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

チェック機能については、毎年、決算書は議会の皆様方にも見ていただいておりますし、資金の流れというふうにおっしゃいましたが、今のところは資金は出資金だけでございますので、何か資金を出してやるということは今のところはないわけで、補助金とか例の中山間地の直接支払いの分について、新世紀工房が東白川じゅうの農業の担い手であるという立場で20%上積みをした補助金をいただいておりますので、その分は直接新世紀工房のほうへ行っておりますが、これは現在行っている改修事業に使うものではございませんので、そのような使い方をしておるところでございます。

決算書については、いつでも公開しておりますので、また議員の方にも見ていただくようお願い

いをしたいと思います。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再々質問、2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

今、資金について、出資金だけでとまっていると説明がありましたが、実は施設を管理委託している形なので、新世紀工房に直接資金が出ていない形、村の資産に対してお金が出ている形でも、実質は新世紀工房が使うための施設等の整備に使われている場合が多々あるわけで、例えば今年度の補正の中に、電気設備等を整えたのに何百万というお金が出ていると思います。これは、本来の会社でしたら自力で整備しなければいけない設備であるはずですが、管理委託をしているという名目であるがゆえに、村が村の資産として取得するという形でお金が出ています。そういうことも踏まえた事実上の追資が行われているということを今指摘したかったわけで、それと先ほど、自由であり活性化があるということは、小回りがきくためには第三セクターという形式は至っていい方法で、議決を経ないとすべてのことが決まらないようなやり方では、経済活動にとってはかなりマイナスであることはわかります。ただし、今回の工場の購入であるような事実上は村の資産と言いかえてもいいような大きい資産の取得について、余りにも安易な決定がなされているような気もしましたので、その点をもう一度だけ質問しておきたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今度行っている工場のことを言ってみえると思いますが、これは新世紀工房が計画をし、お金を借りてつくるものでございますので、新世紀工房の資産ということになるわけで、村の資産ではございません。

○議長（安江祐策君）

ここで10分間休憩をとります。

午前10時43分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは再開します。

1番 村雲辰善君。

〔1番 村雲辰善君 一般質問〕

○1番（村雲辰善君）

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

将来ビジョンの構築と今後の基本構想・機構改革の見通しについて質問をいたします。

昨年、東白川村の人口対策、地域活性化などの問題解決につながる政策を官民協働で提案・実行していくための事業として、官民協働のむらづくり体制構築事業が始まりました。初年度の平成23年度は、官民協働の地域づくりを広く村内に広げるために、視察も含め全6回の勉強会が開催されました。その勉強会の中で、官民協働で地域づくりを進めるためには、村民が共有する目標や将来像が必要ではないかということの御意見があったことから、平成24年度では村民の皆さんから広く御意見やアイデアを聞かせていただき、それを参考に将来ビジョンを策定していくといった流れにまとまったかと思えます。

また、当村が今後最も力を入れて取り組まなければならない問題が、少子・高齢化を伴う人口減少への対策かと思えます。この問題を解決するためには、徹底した住みよい村づくりと幅の広い雇用創出が必要ではないかと思えますので、村民の皆様の御意見や英知が活かされたよりよい将来像が描けることを期待いたします。

そこで、この協働によって生まれる魅力にあふれた将来ビジョンが策定された後の見通しについて質問をいたします。

この官民協働で策定された将来ビジョンを着実に達成して持続可能な東白川村にしていくための作業として、実施計画の策定や今後の基本構想の見直し、行政機構の改革なども必要になるのではないかと考えます。これについて村長のお考えをお聞きいたします。

また、機構改革につきましては、限られた財源や行政資源の中で少子・高齢化対策や雇用対策、定住化対策に向けた新たな施策に的確に対応できる機構を再編することを視野に入れるべきではないかと考えております。このあたりどのようにお考えでおられるのか、あわせて村長のお考えをお聞きいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

村雲辰善議員にお答えをいたします。

将来ビジョン構築と実現のため、基本構想・行政機構改革の見通しについてでございますが、村雲議員も官民協働の村づくり勉強会に出席をしていただき、大変御苦労さまでございました。たくさんの方の積極的な御意見をいただきました。また、地域の景観保全等も企画をしていただき、心強く思っております。あと1年、官民協働のむらづくりは計画づくりの期間ではございますが、少しでも早く実現をしていきたいと思っております。

現在での官民協働で行う事業は少しずつふえてまいりました。また、村づくりの基本構想と実施計画については、毎年、総合計画を見直しながら改良を加えております。また、これについての機構改革、どういう体制でやるかということでございますが、これはもう少し事業が決定し、膨らんだ時点で考えなくてはならないとは思っております。

また、雇用の場づくりも大切でございます。どのような仕事が村民のニーズに合うのか、それとも農林業やそれに伴う職業を好む人材を募集するのか、いずれにしても官民協働の話し合いについ

ては、ことし1年間かけて考えなくてはならないと思っております。議員にもことしもよい知恵を出していただきたいと思っておりますが、この官民協働、今まで我々も少しずつやってはおりますが、なかなか細かいところまで構築するということが少し難しいようがございますが、ことし1年かけてよい方向へ向かえるように頑張りたいと思っておりますので、また御協力をいただきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

官民協働のむらづくりの勉強会のほうで、たしか最後の第6回目のときに、今後いろんな御意見をお聞きして将来ビジョンをつくっていくのがいいのではないかとこのうにまとまったと思っておりますが、その第6回は村長も出席されておりましたので、経緯は御存じかと思っておりますが、村長のお考えとして、この将来ビジョンをつくることに対して積極的に平成24年度は臨まれるのかということをお聞きしたいと思っております。

村長が今期、1年半前に始まったときに、ベクトルを集中させて事に当たるということでした。ベクトルを集中させるということ、これはまさしく皆さんが危機感を共有して、将来のビジョンも共有して、そして取り組むということになると思いますので、まず将来のビジョンを明確にすることが私は非常に大切ではないかと思っております。今から1年半前の一般質問でも、その将来ビジョンをつくることの必要性を質問させていただきましたが、少子化ということになりますと、もう時間が余らないように思っております。今年度生まれる子供の数に対しましても、まだ現時点で6名と聞いております。10名を切るのではないかとちょっと心配しておりますが、そういった早急な問題をこれから村が解決していくに当たり、ビジョンをしっかりつくる、そして重要施策は何かということをしっかり見出す、そしてその政策をしっかり推進して解決していくための機構が必要になる、そういう組織の体制が必要になるということを非常に強く思っております。1年かけてビジョンとか方向性を見出すスピードというのが、それで果たしてよいのだろうかということをお自身非常に危機感を持っておりますが、ことしじゅうに方向性を見出し、将来像を描き、施策もある程度まとめて、そして来年にはそれにしっかり取り組めるような方向で考えていかないといけないのではないかと。それに従って、役場の庁内の編成はもとより、村の中のいろんな団体等を含めまして、今後、村がその問題に対してどう取り組んでいくかという大きな枠の体制も含めた機構編成といいますか機構改革が必要になるのではないかとと思っておりますが、その辺のところの御意見をもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

おっしゃるとおりでございますが、議員の1年半前の御質問を私も覚えておりますが、結局村の

行く末、我々としては人口減が一番のネックでございますので、何とか人口減少に歯どめをかけたい、また目標も立ててこちらへ行きましょうということでやってきておるわけで、その一環として、そういうことを皆さんにわかっていただくというような目的でもって官民協働のむらづくりというようなこともやっておるわけでございまして、確かに通常の業務ももちろん役場はやっていかななくてはなりません、職員もそれぞれ、人口減少によっていろんな施設も、診療所でもそうですし支障が起きてくる、学校、保育園いろんな面で支障が起きるといことはとくに認識をしております、そのために何をやるかということは、財政面もございまして大きなことはできません、わずか1戸でも2戸でも住宅をつくり、少しでも人がふえるようにということで一生懸命やっておるわけでございまして、議員の言われるように、ことしすぐさま、よいことがあればすぐにでもやらないかんという考えは持っておりますので、今後とも皆さんと話し合いながら進めてまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導をいただきますようお願いを申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再々質問、1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

今の御答弁で、先ほどもありました、まずビジョンをつくるというところの明言が少なかったわけなんです、官民協働の来年の取り組みとして、その辺のことをしっかり取り組まれるのか、また別の行政の考えでほかのことを取り組まれるのか、その辺のところをもう一度お聞きしたいと思えます。

また、それぞれの子育て支援であるとか、雇用対策であるとか、人口減少、定住対策を進めていくに当たりますが、個々の取り組み、またすぐやったほうが、すぐに手をかけられるような取り組みについては、今現在村のほうでもやっておられると思っております。しかし、その一つ一つの取り組みが、整合性があるって相乗効果を発揮していくと。何せ人口対策については時間が短いように思えますので、そういう効果の出し方というのも非常に重要になってくるのではないかと思います。そういった意味では、将来ビジョンと機構改革というのはどうしても、それこそ村長が言われるベクトルの1というのが必要になるかと思えますので、もう一度お聞きしますが、将来ビジョンに向けての官民協働の取り組みと、それを踏まえて次の重要政策を選定する、そして次に、重要政策を選定した後に機構改革、それは東白川じゅう大きく含めた機構改革になりますが、必ず選定された重要政策を実現させるための機構改革が必要になると思えますので、その辺の取り組みをどれぐらいのを思っておられるのか、最後にお聞きして質問を終わりたいと思えます。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

もちろん東白川村の活性化のため、今後の東白川村が持続可能な村として生きていくためにはつくらなければならないものであり、また皆さんで努力をしていかならんものということを考えて

おります。機構改革についても、もちろん必要になった場合にはすぐにもやらんらんことであるかと思いますが、現在の24年度体制では現状でいくつもりでおりますが、官民協働、その他の事業について、じゃあここでやろうということはその時点でも決定できますので、ひとつ議員の御指導のような形へ持っていくように努力をさせていただきます。

○議長（安江祐策君）

6番 安倍徹君。

〔6番 安倍徹君 一般質問〕

○6番（安倍 徹君）

それでは、高齢化に対応した診療所の運営と医療について質問をさせていただきます。

各議員も御指摘されたように、東白川村の人口は着実に減ってきております。23年10月では2,470という数字が動態調査で出ておりました。もう2,500を切ってしまったということでございます。それと行政を進める上で、人口減はともかく、その中身がどうであるかも基本事項として検討していかなければならないと思います。

資料の中で人口についてちょっと細かいものを出しております。ごらんのとおりでございます、65歳以上の比率は40.4という数字が出ております。昨年10月でございます。高齢者は、一番下の表を見てほしいですが、5年前と比較をいたしますと総人口で101名減でございます。ここの中の問題点というのは、先ほど各議員も御指摘がありましたように、65歳以上がそんなに減っていないわけです。その65歳以上のどの部門が減っているかということなんですが、若いところ、68歳から74歳のところはちょっと減っていますが、75歳以上は逆に100名以上もふえております。いわゆる高齢化は進んでおりますが、高齢化の中でもさらに高齢者がふえておるという現状でございます。もちろん15歳から54歳までの生産人口と言われる人数は300人近い、二百何人という数字で大幅に減っておりまして、人口減少の原因は若い人が定着しない、このところで動いていまして、この問題が一つ大きな問題になっています。こういう原点といいますか、村の姿を着実に把握した上で、診療所問題についての質問をさせていただきます。

診療所につきましては、何回も私指摘しておりますように、もう一つの図表を、グラフになっているんですが、見ていただきたいと思っております。

これは、最新の病院の状況をグラフ化したものでございます。ことしの1月、インフルエンザがはやりまして、ちょっと診療所の毎日の患者数はふえたわけですが、着実に減っておる状況下でもあります。こんな状況下の中であって村の人たちは、今年度、23年度、私ども議会の中でいろんな話し合いをする中で、病院問題はずっと続いて、何とかならんかというお声が一番強かったように思います。これは前も申し上げましたように、非常に使い勝手が悪いんです。確かに診療所があることはありがたいことなんですが、時間的制約がございます。それから、村はいろいろな施策をやっておられますが、機能していません。土曜日診療も1時間やっておりますが、予告をして診療をするという形をとっておられまして、村民が望んでおることは、いつでも診てもらえる体制が土曜日にできるということございまして、4時から1時間診るから前もって申し込めなんていうよ

うな調子のいいように病気になるわけにいきませんので、この辺のところも不満の一つの原因ではないかと思えます。

まず、質問の1つ目なのですが、村長は努力をされまして、来年度、24年度も2名体制の維持をから取っていただきました。この点は大変感謝をすべき点だと思っておりますが、さて2名おる中で、先ほどもちょっと触れましたが、1日の診療数がどんどん減っておって2名を確保します。これはもったいのではないのでしょうか。私は、皆さんの少しでも長い時間お医者さんがこの村にいてほしいという声をお聞き届けになるのであれば、ここは前もって、申し上げましたように、診療体制を村長の権限でもってある程度考えをし、お話し合いをしていただいて改善していくべきではないかと思えます。勤務シフトを変更した土曜診療、長期休暇が続くときの診療というものに対する取り組みについて、村長のお考えをまず1点お伺いをいたします。

冒頭に述べましたように、当村の年齢構成は、国の予想高齢者比率の30年先の状況でございます。高齢化比率40.4というのは、日本が予想しておる30年先の話でございます、言いかえれば私も国の施策の30年先をこれから模索していかなければならないという状況でございます。

そこで、診療所を運営していくためには費用がかかる、どれだけかかって、どれだけ維持をしていけるかという費用の問題、経費の問題なんでございますが、今、8,500万を一般会計から投入をしています。これは、交付税措置があるから、このことはできるものと私は思っています。当然患者数が減れば、年間の収益もどんどん減っております。このことは、外来収入のもう一つのグラフの下のところなんです、見ていただきますと、今年度4月から1月までの分でございますが、こどもも着実に700万近いお金が減っております。これは経営をやっていく上で大変なことだろうと思えます。私どもの病院は交付税をもとに運営をしておるわけなんです、この交付税措置が今は病院の形でもらっていますが、診療所に見直されると減ると聞いております。今後、想定される交付税はどうなるのか、2点目に質問をいたします。

3つ目に、高齢者の増加に伴い、高齢者のみの世帯、高齢者独居世帯も増加しています。そこで在宅医療というものが必要になる可能性が高くなってまいりました。診療所は訪問医療もされております。一時はかなりの回数で訪問医療をされておりましたが、現在は大変少なくなっているように見受けられます。訪問医療の現状はどうなのか、3つ目にお尋ねをいたします。

以上、3点お伺いをいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

安倍徹議員の御質問にお答えをいたします。

高齢化に対応した診療所の運営と医療について。

安倍議員も診療所改革委員に参加をしていただき、御苦労さまでございました。診療所改革の件は、今井議員にもお答えをいたしました、公立の医療機関として存続し、地域医療に貢献することであろうかと思っております。そのために経営を安定させること、利用しやすく信頼される診療

所にすること、高齢者の人口は減少しないことを認識した医療の実施、予防事業の成果を上げるためにも医師2人体制を維持する、みとり在宅医療の継続実施、村民に1村1医療機関の大切さや病診連携を再認識していただくこと、どれが欠けてもよくないと思っております。答申を大切にしておいて実行してまいりたいと思っております。

それから、財政については、一般会計からの繰り入れが大きくなることも予想をされますが、目的は村民の健康でございます。経費はできる限り節約し、運営してまいります。村民の健康については、医療センター、診療所、社会福祉協議会が中心となって、その他の福祉施設も巻き込みながら、年に1度、3施設の合同研修会も行っております。医師、看護師、介護士、保健師の皆さんが1年間の研究を発表し、成果を共有するものであります。私も毎年出席しておりますが、村民の健康のために頑張っておってくれますことを、敬意と感謝を申し上げます。このほかにも研修会、研究会も多くあり、それぞれ出席し、研さんに努めてまいっております。また、村民の皆様にも御理解いただくと同時に、予防事業や各種の検診をぜひ受けていただき、早期発見・早期治療に御協力をお願いしたいと思っております。

そしてもう1つ、成人病などは病診連携を考えていただき、まず診療所を受診していただき、希望の病院への紹介をしていただくことをお願いいたします。

交付税の予想と診療所の現状について、係から補足をいたします。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

まず1点目に、土曜の休日診療の実績をお知らせしたいと思います。

2月末現在で今年度55件となっております、月当たりになりますと平均5件でございます。お2人の医師で対応していただいておりますので、1回当たりは2.5件という数字になります。

それから、長期休暇が続くときの診療の可能性についてということではございまして、23年度の実績でいいますと、5月の大型連休のときには5月3日火曜日祭りと年末・年始に当たっては12月30日の金曜日になりますが、休日休暇の機会を利用しての対応ということで、医師の都合になるわけですが、医師と相談をしながら日にちを設定して休日休暇日に開設させていただきまします。このような形なら長期休暇のときの対応が可能かと思われまします。

それから、2つ目の診療所の交付税の数値につきましても、後ほど財政担当のほうから説明をさせていただきますが、診療所の事業改革委員会の折に資料提出をさせてもらった数字に一部誤りがございましたので訂正をさせていただきたいと思っております。

22年度の交付税額が7,550万、23年度から26年度まで6,300万が続いて、27年度に1,290万になるというふうに御説明をしておりますが、この数値については担当のほうから説明をしていただきますので、よろしく申し上げます。

それから、訪問診療の現状についてですが、1月末現在の数字で申しわけございませんが、216件となっております。前年の同期が360件となっておりますので、144件の減ということで、率にし

ますと40%の減となっています。月当たりでは14.4件の減少となっております。診療所での訪問看護、訪問診療などの件数は、減少している事実は御指摘のとおりでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

診療所に係る交付税措置について御説明を申し上げます。

今ほど局長のほうから話をされましたように、改革委員会の資料の中で、平成23年度から26年度までの4年間で6,300万円ほどの交付税措置があるとの説明があったかと思いますが、この数値も財政係のほうから出した数値でございますが、今回試算を見直しましたところ、救急告知病院に係る算定が非該当になっておりまして、6,300万円のところが3,900万円となりましたので、訂正をさせていただきます。したがって、2,400万円ほどの一般財源の持ち出しがふえているような格好になります。

この救急告知病院の算定が非該当になりましたのは、平成22年度の交付税から診療所に転換したことによりまして非該当になっております。3,900万円規模の現在交付税措置を受けておりますけれども、これは26年度まで継続する見込みでございます。27年度からはさらに減額要因がございます。3,900万円の根拠のうちの一つが、病院自体の病床数が経過措置としまして、29床分がこの3,900万円の中に算定がされております。それが27年度より終了しますので、減額要因となります。

それから、もう1点が診療所の病床数、実際の病床数が現在4床でございますが、これが実際利用率がないということで、3年連続で利用率ゼロの場合は交付税の算定から外れるということがございますので、こちらのほうも見込みますと、ただ老人保健施設が新たに設置されておりますので、そちらのほうで特別交付税で措置されることも見込みまして、改革委員会でございました資料より若干多目の1,650万円ほどの交付税措置になるというふうに見込みを立ててございます。交付税措置の面からは大変厳しい状況ではございますけれども、このほかに施設整備に係ります補助金ですとか過疎対策債等を借り入れできるということがございますので、国や県の財政支援は受けているものと認識をしております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

まず、1つ目の村の人たちが使いやすい病院を目指してという観点から再度質問をさせていただきます。

ホットラインの作成とか、いろいろな形でちょっとでも使いやすい病院をと目指しておられることは承知をしておりますが、先ほどもデータで示しましたように、患者数が減っておる、かかる人が減っておるということだろうと思います。人口は減っておりますが、65歳以下の患者数は割と少ないんですね。65歳以上の患者数が主たる患者数でございますので、このところが減っていないと

なると、これはよそへ行っておられるのかなという形になります。これは、いわゆる時間帯の問題だろうと思っています。相手は病院でございますので、病院は24時間体制でございますが、ここは24時間体制ではないということで、使い勝手が悪いといえば、そういうことだろうと思います。

答申の中でも、私も委員でございましたので、皆さんからその点についての御意見がたくさん出ておりました。もうちょっと便利にしてくれやということだろうと思います。どうするかといいましたら、先生に最低でもここで住んでいただくというような方向を願わない限り、これは解消できないなということは村長もおわかりだろうと思います。先生のほうは嫌だと言われておるのかということなんですが、新しい先生がもしお見えになったら、その時点でお願いをするという努力をしていく。院長先生は無理だろうと思いますので、新しい先生に、ちょっと村に住んでもらえないかというような努力をしていただけないかということを検討していただけないかと思うわけでございます。

2つ目の費用の点について、グラフで示しておりますような状況になっています。交付税措置も減り、売り上げも減っています。さらに、今回この数字は出しておりませんが、人件費は着実にふえています。会社でいえば、破綻を待つという状況になると思います。病院ですからそういうことにはなりません、議会には全体的な経理が示されます。これは老健のほうが入ってしまして、老健のほうは着実な売り上げと着実な経費消化をしておりますので、その辺のところの売り上げが加味されまして割といい数字にはなっていますが、病院という真水の分を検討しますと、これは大変な形になるなあと。

そこで経理について、この村の経理というのは、企業会計ではございませんのでつかみにくいんです、一体どこにどうなっておるのか。したがって、この辺のところは来年度、24年度、コンサルを入れて検討しておく必要があるのではないかと。役場だけの見方だけでは誤ります。経営効率というものを考えれば、経済的な検証をもっと強くしていかなければならないのではないかと思います。

3つ目でございます。先ほども高齢者医療の訪問介護が減っておるということでございました。医療費の改定が2月10日に示されまして、これは新聞に載っていたんで、そのままを讀みますと、在宅医療関係の費用は11.何%ですか、11.1ですか、値上げをされます。その他は減ります。医療費が国は大変窮屈でございますので、国は医療費を減らそうとしていろいろな施策をつくるわけでございまして、我々国民にとってはだんだん厳しくなるという方向は変わりはないと思いますが、病院も同じでございまして、介護に対する費用というものは手厚く見てという形をとっておるようでございます。

村長は、先ほどみとり在宅医療を進めたいという御返答をいただきました。確かにこれからは在宅みとりのことも絡めて病院運営はしていかなければならないと思います。今回の医療改定は、平成18年に在宅医療支援診療所というものが診療報酬上の規定として組み込まれまして、これは24時間体制で訪問介護の受け付けをし、対応できる体制をつくってということに限ったものでございます。したがって、対応するところがなくて、現在、診療所の1割ぐらいしか対応していないと聞いております。今、村長の言われるみとり在宅医療というのは、どういう観点に立って申されたかちょっとわかりませんが、在宅療養支援診療所というものをこれから目指していかなければなら

ないことは事実であります。これは病院を開けということではございません。24時間相談を受け付け、訪問介護ができる体制を組めということでございます。これはどういうことか。近いところに先生がおられて、例えば言いますとホットラインで、おばあちゃんが悪いんだということになったら、すぐ駆けつけられる体制、相談できる体制をつくりなさいということなんです。先ほども申しましたように、人口の比率がこんなに高くなっていて、足も足りない、近所にも若い人がいない、病院に行くこともできないとなると、この在宅医療は村長の申されるとおりなんです。これからどうしても力を入れてやっていかなければいけない部分であります。

村長は簡単に申されておりますが、これをやるにはかなり検討をし、先生も検討をし、それから行政側も検討をして取り組まないと、こんなことはできっこないですよ。それで、その辺のところは村長が答弁の中で割と幅広く御答弁をされておりますけれども、どうしたいんだというのが見えないですよ。病院に対して。医療行政に対しては村長としては大変苦しいところもあると思いますが、村長は会社でいえば社長でございますので、方針というものをしっかり組み立ててほしいなあとは思います。

安全で安心をして住める村づくりを目指されるならば、医療・健康に対する分野は欠かせない一つでございますので、今、質問いたしました3つのことにつきまして、改めてもうちょっと深い御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ただいまの御質問の中の、お医者さんにこの村に住んでいただきたい、お願いをせよということでございますが、それは私も同感でございまして、お願いはしておりますが、現状では住んでいただいております。これは、病院から診療所になったときに、覚悟をしなければいけなかったことかなあと感じております。いずれにしても、365日いつでも診てもらえるというのは我々の願いではございますが、残念ながら私たちの病院は診療所になりました。診療所は、ここまでやれば十分であるということより、もう少し余計やっておっていただくと私は感じております。村民の方々が御不自由を感じられることは、もちろん前の病院と比べればあるわけございまして、急な病人には、今のところここで考えられることは、救急車か、どこかへということになるわけでございます。

それから、例の病院の人数の変化、この間、院長にも申し上げましたが、私も昔は2カ月に1回行っておりましたが、3カ月に1回になりまして、その分私の払う金額は少なくなったんですが、村の病人の数は減ってまいりました。そういうことがこの人数の中にはございます。確かに、「おまえ毎月来なさい」と院長に言われれば毎月行くわけで3倍の人数になるわけですが、なるべく金額を安く、危険度の少ない方は、なるべく2カ月に1回、3カ月に1回でいいんじゃないかという考えでやっておりますので、私もそれについては、特に危険な病気は別として、成人病あたりはなるべく一人一人のお金が少ないほうがいいんじゃないかと。村がお金を出すことについては、無制限に出すわけにはまいりませんので、とにかく最善の努力をして無駄を省いて、そして機械をかえ

る場合には補助金のつくもの、過疎債でできるものに限定をしながら、おかげさまでほとんどのものが、僻地の診療所でございますので交付税措置があると、過疎債が使えるわけでございますので、そういうもので補いながら、どうしても一般会計から繰り入れんならんものについては、人間の命のことでございますので、一生懸命出していきたいと考えております。

それからコンサルについて、この現状を調べて、どうしたらよいかを決めたらどうかという御意見でございます。大切な意見であると思っておりますので、このコンサルがどの程度でやれるものか一度よく考えて、もし、割安とっては何ですが、我々の考えておるような金額でできるのなら、やって我々がどうすればいいのかということを考え、また診療所の運営委員にも御相談を申し上げていきたいと思っております。

いずれにしても、村民の方々の思うとおりにいかないということに対しては、まことに申しわけないと思っております。しかしながら、この医療機関、医療センター、我々の健康を見守ってくれるところが存続していくということが第一の私の目標でございます。抜本的な議員の今の御指摘にお答えするということができかねるということは私も残念であると思っておりますが、人件費については、看護師の数も少しずつ減ってまいりましたので、いよいよ来年からは派遣も、来年もう1人はちょっと無理かと思っておりますが、もう1人でございますので、全員研修に行ってくださいという初めの考えでございますので、もう1年は行きます。その後は若い看護師さんをいよいよ考えていかなくはならない時期が来ると考えておるところでございます。この診療所については、私も考え方としては議員と一緒にございますが、診療所としてどういうことができるかということをつぶさに考えながら、今後も存続に力を注いでまいります。よろしく願いをいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再々質問、6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

まず、3番目の在宅療養支援診療所について、お答えを求めましたがありませんでしたので、もう一度質問をさせていただきます。

これは規定がございます、6つほどの。今はまだ、診療所だけではなくて、いわゆる365日開いておる病院も、この制度を使えるように改定を20年度にされたとお聞きしております。それくらい必要になってきたということでございまして、これになるためには、今、努力をしておるでは開けません。やらなきゃできないので、24時間対応ができるということでございまして、これは1つのところでやれとは書いてございません。いわゆる提携をすればできる、私の理解でございます。ここをちょっと研究していただきまして、先ほど申し上げましたこの現状を、これからこうなるという予測から見て絶対に必要になってきます。このところから介護施設の拡充になると思っております、とりあえず病院があるというものを利用していくなれば、先生の2名体制が確保できたということをも最大限に生かしていくならば、この在宅療養支援診療所というものを目指した努力をすべきだと思います。条件はそろっています。クリアしなければならぬ問題は見えております。見えない間

題に取り組むよりは、こういう問題に診療所の全職員の皆さんも研究をしていただきまして、この制度にのっとったものをやると、医療の費用もこの分野には深く配分をされています。ちょっと詳しいことは私は専門家でないのでもわかりませんが、新聞の診療報酬の報道によってではありますが、こちらの方法には重点的に、従来の薬をたくさん使うような方法には厳しくなっています。いわゆる医療費を減らすという形でございますが、在宅にすれば全体的な人件費も減ってくるわけでございますので、当然国が目指す方向だと思います。これを研究してやっていく。村長が診療所というものを大切に思っておられる御様子でございますので、村民にとっても大切なものでございまして、東白川村の歴史として「健康にして明るい村づくり」というものを提唱された過去の村長さんからずうっと続いています、この健康に関するものが。ここで切らすわけにはいきませんので、最大限の努力を払い、現状を把握しながら頑張りたいと思います。

最後に、先ほど言いました在宅介護医療について、村長の見解を改めてお伺いをいたします。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

今、安倍議員さんのほうから御質問いただきました支援診療所、24時間体制のことでございますが、十分事務局のほうとして研究ができておりませんところがございまして、少しお時間をいただいて、内部で検討させていただいて、いつしか回答できるようなふうにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、在宅訪問医療につきましては、国の政策のほうで、医療費の抑制のためにということで安倍議員からもお話がございましたように、国が在宅医療を推進しておるということでございます。村におきましては、患者さんの要請があつて行われる医療行為ということで、要請件数が減っているということをお答えさせていただきました。背景的には幾つかあるかと思っております。在宅医療患者の減少につきましては、短期・長期を含めて施設への入所を選択される患者様がふえてきておる状況があるかと思われまふ。それともう1つは、家庭での介護力というか、こういった背景が地域性として、少しずつ年齢構成とともに変わってきておるという状況があるかと思われまふ。高齢者の在宅医療を支える家族の精神的・身体的な負担というのが、大家族が少なくなつておる背景もあつて、介護の担い手となる人が少しずつ家庭内から減ってきておる状況があるのではないかとこのことでございます。

2つ目につきましては、重度の介護状態の在宅の介護者が、自宅でのということですが、減ってきておる状況があると思われまふ。高齢者の多くで長期での施設への入所も若干ふえておるようなふうにおもわれまふ。在宅で医療サポートを必要とする重度の患者さんが、自宅におられることが少しずつ減つておる背景があるのではないかとこの関係でございます。

3つ目は、村長のほうからもお話がございましたが、高額な医療系のサービスを受けるより、介護ヘルパーさんで済むような方法での選択もあるかというようなことで、医療費の必要な方は自宅でみとりを行うよう、そういうケースは医療系のサービスを選択されるということで、国で在宅医

療を推進、誘導するために、在宅医療の点数が今回引き上げられて、利用者の負担が大きくなっていくことは変わらないと思われま

す。4つ目としまして、高い費用を払って検査や治療に限りがある往診を頼むより、両親が祖父母を連れて外の病院へ行かれるというところも今の状態では出てきておるかなあというふうの一つは申し上げます。冒頭申し上げましたが、診療所の支援診療体制について研究をさせていただいて回答させていただきたいと思

○議長（安江祐策君）

以上で一般質問を終わります。

以上で午前の会議は終了させていただきます。

午後は1時から開会したいと思いますので、よろしくお

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは、午後の会議を再開します。

◎承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第8号）から専第2号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第9号）までの2件を専決処分関連により一括して議題と

します。本件についての提案理由の説明を求め

ます。総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処

をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求め

る。平成24年3月6日提出、東白川村長。1枚めくっていただきまして、初めに専第1号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,353万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成24年1月10日、東白川村長。

2ページの第1表の予算補正、それから3ページの事項別明細書の総括を省略させていただきまして、5ページをごらんいただきたいと思います。

5ページの2の歳入。

18款1項1目繰越金、補正額が22万1,000円、前年度繰越金でございます。

3の歳出。

2款1項7目の交通安全対策費、補正額が22万1,000円でございます。交通安全対策費で、凍結防止剤の購入で22万1,000円でございます。凍結防止剤が不足したために、200俵分を購入するというところで予算を立てさせていただきました。

続きまして、専第2号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第9号）。平成23年度東白川村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,707万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成24年2月7日、東白川村長。

これも2ページの第1表の歳入歳出予算補正、それから3ページの事項別明細書の1の総括を省略させていただきまして、5ページのほうをごらんいただきたいと思います。

5ページの2の歳入。

18款1項1目繰越金、補正額が354万9,000円、前年度繰越金でございます。

それから、次のページの3の歳出。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額が85万円、道路橋梁維持事業の道路橋梁の機械の借り上げ料でございます。災害による機械借り上げ料の使用と今後の除雪の費用が不足するというようなおそれがございましたので、補正をさせていただきました。

それから、10款4項2目公民館費、補正額が269万9,000円です。はなのき会館の管理費269万9,000円。2月3日の早朝の冷え込みが原因と思われます水漏れが、はなのき別館で起こりました。これに修繕の工事、和室の天井の全面張りかえとか、空調、単独エアコンの設置、それから室内の畳の入れかえ、ふすまの張りかえなどの工事費でございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

今回の専決処分につきましては、前回のせんだっての全員協議会の上で説明がされていたの

で、内容についてはよく理解しておりますが、唯一ちょっと質問をさせていただきたいのは、かつての専決処分の場合は、住民の生命でありますとか安全、それから財産の保全等の緊急性を要するものに関しては専決という形で、後日議会の承認を得ていくような形でやっております、今回ははなのきの修繕ですが、前の説明がありましたように、日程的な問題がありまして専決を行わなきゃいけなかったという説明についてはある程度納得はしていますが、どうしても専決を行うときの基準として、命・財産の保全等の緊急性を要するものちょっと種類が異なっているように思われますので、今後の専決処分等が行われるための指針にもしたいと思っておりますので、今回の専決でなければいけなかった指針としての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

はなのき会館で結婚式が3月25日の申し込みが入っております、それにまず間に合わせたいという思いでございました。今度の定例会を待っておりますと、工期が間に合わないおそれがございましたので、専決して工事を行って、それに間に合わせたいという思いからでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

確におっしゃることはこの間の説明にもありましたので、工期等という問題はすごくわかるんですが、議会を通さないで専決という場合の緊急性の中では、例えば二百何万かかっていますので、他のホールを村の責任で借りて、そちらで結婚式を行う等の措置等も十分考えられることで、今後この調子で、日程に対して議会がないから専決でいきましたという理由だけで物事が行われていくのは非常に危険で、場合によっては臨時議会を開いていただいても本来は議決を経るべきではなかったかとちょっと思っている部分がありますので、今後、慎重に専決のほうを行っていただきたいと思えます。

○議長（安江祐策君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

議員おっしゃることが当然でございますし、本来そうすべきと思っておりますけれども、行政が携わる中には、やむを得ない場合、住民の皆さんの教養に関する施設等を予定どおり提供させていただく、そんな必要もあろうかと思っております。今回は、一つには既に予約が入っておって、それがまた大変おめでたいことでございますので、何とか予定どおり円滑な使用をしていただきたいというのが1点でございますし、もう一つは、本来でしたら臨時議会、あるいは通常の議会を待つという手もあろうかと思っておりますけれども、御承知のように、ぬれた状況でほうっておけば被害のほうはさらに拡大する、こんなもろもろの事情が重なっております、やむを得ない場合というふ

うにとらえさせていただきますので御了承をいただきたいと思ひますし、今後の補正のあるべき姿につきましては、議員御指摘のようなことを十分に配慮する必要があるかと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

私のほうは、この予算につきましては異議ないわけでございますが、補足になるかと思うんですけれども、今回の低温による災害というのは、公共のこういう建物の場合は、指定管理を除いて役場が管理する意味においては、いたし方ないなあと思うわけですが、一般家庭におきましても水道管の破裂等もあったということもお聞きをしておりますので、こういう異常気象があった場合なんかの低温とかそういう特殊な場合は、村民のほうにもそういう予防のために、注意報とかが出ておるので注意せよとか、そういった予防対策にもなりますので、そういう広報活動をしてもらうと、村民もそれにある程度対応して被害も最小限度に食い止められることがあるかと思ひますので、その辺をよろしくお願ひいたします。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

CATVとかそういうものを使って、なるべく行政のほうも情報を発信するようにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（安江祐策君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第8号）から専第2号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第9号）までの2件について一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第8号）から専第2号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第9号）までの2件は承認されました。

◎議案第1号及び議案第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第7、議案第1号 東白川村道の路線廃止について及び日程第8、議案第2号 東白川村道の路線認定についての2件を一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

議案第1号 東白川村道の路線廃止について。道路法第10条第1項の規定に基づき、次のように村道の路線を廃止する。よって、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。平成24年3月6日提出、東白川村長。

次のページに参りまして、路線名、栃山線、起点、大字越原字砂場965番3地先、終点、大字越原字小三地1432番1地先。

続きまして、次のページへ行っていただきたいと思います。

議案第2号 東白川村道の路線認定について。道路法第8条第1項の規定に基づき、次のように村道の路線を認定する。よって、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。平成24年3月6日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、路線名、栃山線、起点、大字越原字砂場965番3地先、終点、大字越原字黒淵1985番1地先。

この2議案につきましては、村道栃山線の終点を変更することに関する路線廃止及び路線認定であります。最後のほうに、説明資料に図面を添付しておりますので、参考に見ていただきたいと思います。

当路線は、昭和40年代に団体営農道整備事業により、起点、大字越原字砂場から、終点、大字越原字小三地、これは小三地谷手前の峠になった部分の付近でございます。ここで改正され、村道認定がされました。その後、平成2年に県営畑総事業で小三地谷県道越原・付知線の交点まで基幹農道が整備されましたが、その区間の村道認定がされておりました。今回、路線の終点を県道越原・付知線の交点に変更するため、道路法による路線の変更手続きに基づき、路線廃止及び路線認定の二重手続を行うものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 東白川村道の路線廃止について及び議案第2号 東白川村道の路線認定についての2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 東白川村道の路線廃止について及び議案第2号 東白川村道の路線認定についての2件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第9、議案第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について。地方自治法第291条の11の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり改正する。平成24年3月6日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように改正する。

別表第2備考2中「及び外国人登録原票」を削るというものですが、新旧対照表がついておりますので、そちらをごらんいただきたいと思えます。

新旧対照表の一番最初のページですが、このページの1枚後に、ちょっと字が細かいですが、広域連合規約の原本をつけております。その2枚めくっていただきました4ページ目の中ほどに別表第2というのがございまして、別表第2（第17条関係）というのがあります。これは広域連合の負担金をどんな条件で取るかという規定でございすけれども、その中の1の共通経費の負担は均等割と高齢者人口割と人口割の3つに分けて徴収するというようになっております。その人口割につきましては、この備考の一番最後、次のページですけれども、人口割は、予算の属する年度の前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口によるということになっておりますけれども、住民基本台帳法と外国人登録法が改正されまして、外国人の方が今までは外国人登録証というのを持っているということで、それから日本国籍のある方は住民基本台帳に記録されるというふうに分かれておりますけれども、ことしの7月9日からは外国人の方についても

すべて住民基本台帳に記録されることとなります。外国人登録証というはなくなりますので、それに合わせて広域連合の規約を改めるものでございます。

もとに戻っていただきまして、附則のところですが、先ほど申し上げましたように、7月9日から法改正が施行されるということでございますので、附則のところですが、この規約は平成24年7月9日から施行し、改正後の別表第2備考2の規定は、平成25年度予算に係る関係市町村の負担金の額の算定から適用するというところでございます。構成しておる県内の全市町村の議会の議決を受けまして広域連合が県知事に規約変更の承認をいたしますので、その知事の承認があつてから7月9日より施行されるということになります。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第10、議案第4号 東白川村暴力団排除条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第4号 東白川村暴力団排除条例について。東白川村暴力団排除条例を別紙のとおり提出する。平成24年3月6日提出、東白川村長。

必要な部分を朗読させていただきますので、よろしく申し上げます。

東白川村暴力団排除条例。

目的。第1条、この条例は、暴力団の排除に関し基本理念を定め、並びに村及び村民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する事項を定めることにより暴力団の排除を推進し、もって村民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

それから、2条のところではそれぞれ定義がございませう。

3条のところでは基本理念としまして、暴力団の排除は、社会全体として暴力団が村民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、村、村民等、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない、このような基本理念でございませう。

それから、次のページにそれぞれ責務がございませう。村の責務としましては、第4条で、村は基本理念にのっとり村民等の協力を得るとともに、少し飛びまして、暴力団の排除のための活動に取り組む団体との連携及び協力を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するもの。

次に、村民等の責務ということで、第5条でございませう。村民は、暴力団の排除のための活動に自主的にかつ相互に連携及び協力を図りながら取り組むよう努めるものとする。

それから2番目に、事業者は、その行う事業により暴力団を利することのならないようにするとともに、村が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するもの。

3番目に、村民等は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を持つことがないよう努める。

それから6条のところでは、村の事務及び事業における措置ということで、村は公共工事などで暴力団を利することとならないよう、暴力団員、または暴力団員と密接な関係を有する者を村が実施する入札に参加させないなどの必要な措置を講ずるものとする。

それから、次に7条のところでは、公の施設の利用における措置ということで、村長もしくは教育委員会、または指定管理者は、村が設置した公の施設が暴力団の使用を許可せず、または公の施設の使用の許可を取り消すことができるというふうになっております。

それから、8条、9条のところでは、村民に対する支援、それから青少年に対する指導がございまして、10条のところでは利益の供与の禁止ということで、村民等は暴力団の威力を利用する目的、または暴力団の活動もしくは運営に協力する目的で、暴力団員等、またはその指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

それから、祭礼等からの暴力団の排除ということで、第11条でございませう。祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に多数人が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者、またはその運営に携わる者は、次に掲げる行為をしてはならないということで、1つ目が当該行事に関し、暴力団を利用すること。2つ目が、当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員等であることを知りながら、これを関与させること。3つ目に、当該行事が行われることとなる場所において、露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者が暴力団員等であることを知りながら、

これに露店等を出させること。

2番目に、行事主催者等は、暴力団の排除のため警察と緊密に連携し、必要な措置を講じなければならぬ。

それから附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するというごさいます。

昨年の23年の4月1日に、岐阜県の暴力団排除条例が施行されました。その後、昨年の7月までに全国都道府県でそれぞれこれに類するような条例が定められております。県内の全市町村によるこういう条例を定めることによって、警察と県と連携をとりながら進めていけるということで、県からも要請が来ており、今回、この条例を提出させていただきました。管内では、七宗町、坂祝町が、昨年12月でしたか、条例を制定されております。あとの市町村もこれから順次制定されていくものと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 東白川村暴力団排除条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 東白川村暴力団排除条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第11、議案第5号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

教育課長 安江良浩君。

○教育課長（安江良浩君）

議案第5号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について。東白川村保育所条例の一部を

改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年3月6日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村保育所条例の一部を改正する条例。

東白川村保育所条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

これにつきましては、新旧対照表をつけております。後ろの新旧対照表の表紙から6枚目のところでございますが、横の表になっております。

この別表は、東白川村保育所の保育料を徴収する基準額表でございますが、今回改正するのは、別表の一番右側にあります備考欄でございます。現行は、例えば兄弟で保育所に入られた方についての保育料の算定ですが、第2階層から第4階層までのお子様については、一番上の児童は全額、2人目は半額、それから第4階層から第7階層につきましては、一番上のお子様は半額、2人目が全額というような算定でしたが、今度、改正によりまして、これについてはすべて年齢が一番上のお子様については全額、2人目は半額ということになりました。これにつきましては、既に平成19年度に改正されまして、事務につきましてはそのとおりやっておりましたけど、条例のほうは備考欄等がちょっと整備をされておりましたので、今回提出をさせていただきまして、条例をいっしょにおりに整備をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号から議案第10号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第12、議案第6号 東白川村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する

条例についてから日程第16、議案第10号 東白川村公民館条例の一部を改正する条例についてまでの5件を地域主権一括法関連により一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第6号 東白川村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年3月6日提出、東白川村長。

この議案第6号から10号までの5議案でございますが、ちょっと長い法律ですけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、長いあれですが、第1次一括法と第2次一括法と通常呼んでみえるそうです。その第1次一括法は23年の4月8日、それから第2次の一括法は23年の8月26日に成立をいたしました。この法案は、義務づけ・格付の見直し、それから自治体への権限移譲が内容となっております、全国知事会なども強く成立を求めておったものでございます。この法律の成立によりまして、村の条例、それから規則もいろいろ変えなくてはならないところが大変出てきました。今回の3月の定例会には5条例を出しておりますけれども、これから県の条例などが変わってきますと、それに合わせて条例改正も出てきます。9月の議会とか、12月の議会とか、そういうときにまたこの関連の条例改正が出てくると思いますので、よろしくお願ひします。

それで今の財産の交換のほうの、新旧対照表の今の保育所のところの次のところに条例改正が出ております。

第3条のところでは、言い方が「低い価格で」、前の言葉では「低い価格が」とございましたが、こういう字句の訂正も一つでございますが、この2次の一括法によりまして、公共団体の財政の健全化に関する法律の附則の第5条から削除されましたことによって、国に対する寄附等の制限がなくなりました。当村ではそういうことはありませんけれども、この譲渡や無償貸付先の相手先に、国とか国等をここに加えて条例の整備をするものでございます。

以上が議案第6号の説明でございます。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

議案第7号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年3月6日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例。

東白川村分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第1条の「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改める。

第4条第2項の「第113条の2第2項」を「第113条の2第2項又は第3項」に改める。

附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

この第1条につきましては、東白川村の分担金徴収条例は、市町村が行う土地改良事業等につきまして、土地改良法で規定しております土地改良区の行う土地改良事業の条項が96条の4でございますけれども、これを準用して地方自治法の224条、それから土地改良法の36条をもとに分担金を徴収しております。今回、地域主権一括法の制定に基づきまして、土地改良事業で準用しております条項の「96条の4」が「96条の4第1項」に変更されたことによりまして改正でございます。

次に第4条のほうですが、分担金の賦課基準の中で、事業の完了後8年を経過する前に農地以外への転用となった場合、それから区画形状を変更したような場合には、補助金の変換が義務づけられておりますけれども、その事業完了公告に関する規定としまして、市町村長の完了公告というものを義務づけしました第3項というものを追加するというものでございます。

次のページへ移りまして、議案第8号 東白川村営土地改良事業経費賦課徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村営土地改良事業経費賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年3月6日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村営土地改良事業経費賦課徴収条例の一部を改正する条例。東白川村営土地改良事業経費賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第1条の「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改める。

附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

この第1条でございますけれども、東白川村営土地改良事業経費賦課徴収条例は、市町村が行う土地改良事業につきまして、土地改良法で規定しております区が行う土地改良事業の条項、96条の4を準用しております、土地改良法の36条をもとに受益者に経費相当を賦課徴収しております。今回は、地域主権一括法の制定に基づきまして、土地改良法の準用条項「96条の4」が「96条の4第1項」に変更されたことによる改正でございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第9号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年3月6日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

ずっと載っておりますけれども、また新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

先ほどの財産の交換等の条例の次に載っておりますけれども、入居者の資格のところでございますが、第6条の改正にはありませんけど、1号というところをごらんいただきますと、村営住宅に入居できる資格というのは、現に同居し、または同居しようとする家族があることということにな

っております。単身者は公営住宅には入居できないということになっております。それで今までは政令で特別に入居できる人というのが定められておりましたが、それが地方分権によりまして、市町村の裁量で決められるということに変更になりました。それで本村におきましては、今まで政令で決まっていたのと全く同一の条件で条例案を提出させていただきました。

第6条の第2項でございますけれども、2項のところに例外がありまして、前項に規定する老人、身体障害者その他の者は入居できるということで、60歳以上とか、障害者とか、次のページへ行きまして、精神障害、知的障害、生活保護、それからハンセン病の関係のとか、それから8号では配偶者からの暴力を受けている方等を、今までの政令と全く同じような形で制定させていただきました。法律に基づいた用語になっておりますので、「障害」と漢字になっておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

6条の第3項ですけれども、これらの特例が適用できるということで、入居申し込みがあった場合は、村の職員が必要な調査をさせていただくことができるという文言を追加させていただきました。

あとは字句の修正ということになります。

戻っていただきまして施行期日ですが、附則のところですが、この条例は平成24年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

教育課長 安江良浩君。

○教育課長（安江良浩君）

議案第10号 東白川村公民館条例の一部を改正する条例について。東白川村公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年3月6日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村公民館条例の一部を改正する条例。

東白川村公民館条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

これにつきましても、新旧対照表をつくっております。今、説明がありました住宅に関する条例の新旧対照表の次に東白川村公民館条例の新旧対照表をつけております。

下段が改正前でございますが、第2条の委員の定数でございますが、今までは審議会の委員の委嘱に当たっては、国の社会教育法に規定する者のうちから教育委員会が委嘱することになっていましたが、今度の改正では教育委員会が直接委嘱するということで、次に掲げる者というのは、1号から3号にある者のうちから委嘱をすることになりました。

それから、第6条のところですが、これは地域主権一括法の関連とは違いますが、公民館備品として貸し出しをしておる使用料について、もう1枚裏をめくっていただきますと別表で十六ミリ映写機とかスライド映写機とか載っております。これについては、もう既に廃棄処分されておりました、公民館備品としては持っておりませんので、これは現状に合わせるために別表を削除させていただきます。公民館行事による備品等がもし新たに発生した場合は、第6条のところ、はなの

き会館の設置条例に基づいて、それに合わせて備品の貸出使用料を徴収するというようなことで法を整備させていただきました。

附則につきましては、施行期日が平成24年4月1日からとなっております。以上です。

○議長（安江祐策君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 東白川村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第10号 東白川村公民館条例の一部を改正する条例についてまでの5件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第6号 東白川村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第10号 東白川村公民館条例の一部を改正する条例についてまでの5件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号から議案第18号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第17、議案第11号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてから日程第24、議案第18号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの8件を補正関連により一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第11号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例について。東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年3月6日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例。

東白川村土地開発基金条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「8,500万円」を「8,510万円」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

今の新旧対照表の公民館の関係の後ろにもありますけれども、土地開発基金の額でございます。現在、「8,500万円」のものを、10万円積み足しをいたしまして「8,510万円」にするものでございます。

それから、次に議案第12号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第10号）。平成23年度東白川村一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ906万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,613万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法並びに規定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。平成24年3月6日提出、東白川村長。

3ページの第1表の予算補正を省略させていただきまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費補正。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名が道路橋梁維持事業、金額が475万2,000円。ここにつきましては、村道の穴沢本線、それから新巣線のガードレール工事、それから平1号線の区画線工事などが繰り越しということでございます。

次の8款の土木費の2段目ですが、2の道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業1,749万4,000円。桁山橋の修繕事業、それから村道泓線の路面修繕につきまして繰り越してございます。

3つ目の8款土木費、4項の河川費、河川砂防事業88万円でございます。穴沢谷の管理棟の修理でございます。

それから、ここからは災害復旧になりますが、11款の災害復旧費、1の農林水産施設災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧事業（台風15号災害）891万6,000円でございます。村単の災害復旧で、西洞の用水ほかでございます。

その下の林道の災害復旧事業（台風15号災害）617万1,000円で、これも村単の災害復旧の大沢林道などでございます。

その下の公共土木施設災害復旧費で、道路橋梁災害復旧事業（台風15号災害）1,041万7,000円、これも村単の災害復旧で、村道の神明線ほかでございます。

一番下が河川の災害復旧事業、これも村単の災害復旧で、サビロ川ほかでございますが、1,331万6,000円。

以上が、繰越明許費の補正でございます。

それから、次のページが第3表 債務負担行為補正（変更）でございます。

まず1番目は、美濃東部の総合整備事業の負担金で、期間の11年度は変わりませんが、24年度までとなっていたのが25年度までに延ばすものでございます。精算年度が25年度もまだ残っているということでございます。

それから、2番目が同じ美濃東部の農用地の造成分でございます。23年度からになっていましたけれども24年度からということで、年度の変更と金額の変更でございます。23年度からでございましたけれども、債務負担は翌年度からのということになりますので、24に変更をさせていただくものです。

それから、エコトピアの第1期住宅の賃貸料につきましても、23年度となっていたのを24年度に変更する部分と、金額が3,364万5,000円に変更をさせていただくものです。

同じくエコトピアの第2から第4期ということで、これにつきましては額の確定ということで、金額を4,176万5,000円に変更するものです。

それから、中山間地域の総合整備事業ですが、ここは金額のみで3,818万6,000円に変更するものでございます。

一番最後が新世紀工場の加工棟の利子補給でございますが、24年から27年まで33万7,000円の債務負担でございましたけれども、これは不要になったために、すべて削除するというものでございます。

次のページの第4表 地方債補正でございます。

地方債の方法、利率、それから償還の方法については変更ございませんので、そこは朗読は省略させていただいて、金額の変更でございます。

一般公共事業につきましては、350万円減額いたしまして30万円にするものでございます。ここにつきましては、急傾斜地の崩壊対策で70万円の減額、それから公共橋梁修繕で280万円の減額でございます。

次に、一般単独事業につきましては、1,300万ございましたが、すべてなくするものでございます。上小林の自然災害防止事業でございます。

災害復旧事業につきましては、1,980万円減額して5,520万円にするものでございます。農林災害復旧で360万円減額、公共土木で1,420万円、河川災害で200万円の減額、合わせて1,980万円の減額でございます。

過疎対策事業につきましては、2,350万円減額した9,640万円でございます。野菜村の加工施設の増築工事が770万ございましたが、これをすべてゼロにということです。それから、診療所のCT

スキヤナが5,300万ほど安くなったということで、その分減額。それから、スクールバスのほうにつきましても500万円ほど減額ということで、総額2,350万円の減額でございます。

それから、次に11ページの事項別の総括は省略させていただきまして、13ページをお願いします。2の歳入。

2款3項1目の地方道路譲与税、補正額1,000円で、1,000円だけの地方道路譲与税の補正でございます。

それから、7款1項1目自動車取得税交付金、補正額が50万円の減額。

11款1項11目の災害復旧費分担金が55万9,000円の減額でございます。林道の災害復旧と農地農業用施設の事業費の確定による減額でございます。

12款1項8目土木費使用料、補正額が8万円でございます。道路占用使用料の減額でございます。

次のページの13款1項3目民生費国庫負担金、補正額248万2,000円。これにつきましては、国民健康保険の基盤安定制度負担金は負担金の確定、それからその次の障害者自立支援給付費負担金につきましても、施設入所給付費の増加による60万円の増加をするものです。次の子ども手当負担金につきましては、額の確定で300万9,000円の減額でございます。

その下の欄の災害復旧費国庫負担金が2,133万6,000円の増額でございます。農林水産施設のほうでの、まず林道の災害復旧の負担金につきましては、補助率の増によって117万円ほどふえてきます。それから、農地・農業用施設の国庫負担金4,140万9,000円という非常に大きな額ですが、1つは22年度、前年度の災害復旧の国庫負担金が4,022万8,000円入ってきました。その部分でございます。それともう1個が今年度、23年度の部分として118万ほどありました。合わせて4,140万9,000円の増額でございます。それから、その下の公共土木施設の災害復旧負担金2,124万7,000円減額でございます。1つは村道の災害復旧、これは凍上債でございますが、これの確定。それから、その下の土木施設の国庫負担金1,995万1,000円は、欠ノ淵の事業の翌年度への見送りによる減と、そのほかの事業の確定でございます。

次の2項3目の民生費国庫補助金、補正額1万4,000円の減額は交付金の確定でございます。

4目の衛生費国庫補助金につきましても、次世代の事業の事業費の減による減でございます。浄化槽の補助金につきましては、5人槽が4基から7基へ3基ふえましたがけれども、ただ7人層のほうは4基から1基へと3基減りましたので、その影響によって19万2,000円の減額でございます。

その下の土木費国庫補助金の木造住宅につきましては、耐震診断を4件見ておりましたけれども、実際は1件しかなかったということで、3件の減でございます。社会資本整備交付金68万2,000円も事業費の確定でございます。

それから、次の15ページへ行っていただいて、民生費の国保の基盤安定制度、それから自立支援、子ども手当、それぞれ説明はしましたし、その下の地籍の負担金も事業の確定により県費の減額となっております。

次の2項2目総務費県補助金4万7,000円は清流の国ぎふ森林・環境税導入準備費交付金、ここが新しいものでございます。

それから、浄化槽につきましては国庫と同じでございます。

それから、6目の農林水産業費の中で、農業委員会の交付金につきましては交付金の確定、それから地産地消事業の補助金につきましては学校給食事業の確定でございます。それから、飛騨・美濃じまんにつきましては、五加茶の生葉の受け入れシステム、台ばかりの補助の確定でございます。農業者戸別所得補償制度推進事業補助金91万8,000円の減でございますが、美濃加茂の農業推進協議会のほうへ直接支払われたため、この収入が減となりました。それから、2の林業費補助金30万1,000円の増額でございます。その中で森林整備地域活動支援交付補助金が103万7,000円ふえておりますが、面積は変わりませんが、補助単価が上がったために増となってきております。

それから、8目の土木費県補助金の中の4の河川費補助金が1,000万円減額になっております。これは、県単の急傾斜地補助金の事業不採択による減でございます。

次のページの2目の総務費県委託金171万円の減額でございます。岐阜県議会議員の選挙の委託金の減でございます。

それから、15款1項2目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金、それぞれの基金利子、それから株の配当金の利子の補正でございます。

16款1項1目の一般寄附金につきましては、補正額10万円でございます。キリスト教のほうから10万円をいただいております。

次のページには指定寄附金がございます。総額が96万4,000円でございます。交通安全指定に5万9,000円、ふるさと思いやり基金に60万円、保育園に10万円、豊かな森づくり基金に9万5,000円、村営住宅指定寄附1万円、子育て支援10万円、総額96万4,000円をいただいております。

次に、17款2項5目の後期高齢者医療特別会計繰入金ということで、前年度の繰入金返還金でございます。1万6,000円でございます。

それから、18款1項1目の繰越金は、5,379万円の補正でございます。

19款3項1目の貸付金元利収入、補正額100万円、商工業の短期資金の預託金返還金でございます。東濃信用金庫へ預けておいた運用の部分でございます。

4項4目の雑入、補正額が951万3,000円で、この中で大きなものは、3つ目のフォレストスタイルの使用料90万2,000円の減額、それから下から5つ目ほどにオータムジャンボの収益金337万4,000円がございます。それと、次のページの同じ雑入の一番下のところに市町村振興協会からの基金金分ということで640万円の補正でございます。

20款1項、それぞれ起債がございますが、過疎債、それから一般公共債、災害復旧債、それぞれ増額・減額などがございます。

次に、21ページを見ていただきまして、3の歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額が654万2,000円でございます。総務一般管理費では、職員の退職手当組合特別負担金、1名退職による特別負担金529万1,000円。それから、積立金のところに、ふるさと思いやり基金積立金、指定寄附金で60万円いただきました。それに利子を足しまして60万1,000円を積み立てるものでございます。

2目の文書広報費88万5,000円の減額でございます。決算見込みで不用が出る見込みですので、それぞれ減額するものです。

3目の財政管理費1億5,000円の追加でございます。財政調整基金に1億円、それから減債基金に5,000円を積み立てるものでございます。

5目の財産管理費の庁用車管理費につきましては財源補正、物件管理費につきましては土地開発基金へ利子を積み立てるもので10万円でございます。次に、行政情報化推進費としまして4万7,000円、使用料のルーターのレンタル料の減額と、それから備品購入費で庁内電話機等で8万円を見込んでおります。

6目の企画費、補正額はゼロでございます。官民協働事業の財源補正、美しい村推進事業の財源補正でございます。出会いの場構築事業につきましても、補正額はゼロでございます。カローリングの大会の開催に当たりまして、それぞれの事業費の組み替えでございます。

7目の交通安全対策費につきましても補正額はゼロで、財源補正でございます。

10の地域情報化事業費29万円の減額、CATV審議会の開催費9万円の減ですが、これも不用額を減額するものです。番組等制作運営費につきましても、不用の見込み額20万円を減額するものです。CATVの維持管理費につきましては補正額はゼロで、財源補正でございます。

次の23ページの2項1目の税務総務費、補正額が15万円でございます。職員の超勤手当の不足が見込まれますので、補正するものでございます。

2目の賦課徴収費につきましても補正額ゼロで、財源補正でございます。

4項6目農業委員会委員選挙費11万3,000円で、ここも不用額を全額減額するものでございます。その下の岐阜県議会議員選挙費244万5,000円、これも無投票だったための不用額の減額でございます。

次の24ページ、5項1目統計調査費、補正額1,000円でございますが、それぞれ統計調査費の事業費確定によります追加と減額でございます。

25ページの3款1項1目の住民福祉費、補正額が380万7,000円。住民福祉費一般につきましては職員給与費の補正、それからその下の国保会計の繰出金が386万7,000円でございます。

3目保健福祉費65万9,000円の減額。介護保険会計の繰出金を172万7,000円減額するもの、それと保健福祉費一般で、2万円でございますが、県難病団体連絡協議会への負担金と基金への積立金1万円でございます。障がい福祉計画策定事業につきましては、事業費の確定による減額補正でございます。その下の障害者計画、それから障害者地域生活、障害者自立支援事業、それぞれ事業費の確定でございますが、障害者自立支援事業117万8,000円につきましては、ここの中の扶助費のところ120万ほど増額になってはいますが、補装具のほうにつきましては車いすの作製、それから施設入所につきましては、白竹の里の単価改正による給付費の増、それから在宅介護につきましては利用者の1名増によるそれぞれ増額でございます。

4目の老人福祉費464万5,000円減額ですが、ここも外出支援が不用額の減額でございます。老人福祉費につきましては、次のページにございますが、せせらぎ荘のスプリンクラー工事の確定によ

る減、それから介護認定用の訪問車両の購入の確定によるそれぞれ減額でございます。包括支援事業につきましては、予防給付の件数がふえたことによる増額でございます。地域支え合いの、ここから下3つになりますが、要援護者支援システム、救急医療のキット、それからみまもり地域巡回・訪問事業、それぞれ事業確定による減額でございます。

それから、下のほうの2項1目児童福祉総務費、補正額320万5,000円の減額、子ども手当の事業でございますが、6月・10月・2月のそれぞれ給付費が確定したことによる減でございます。子育て支援事業につきましては、指定寄附金がございましたので備品を購入するものでございます。

次の29ページ、認可保育所費でございますが、ここもみつば保育園のほうへ指定寄附金がございました。それで備品を購入するものでございます。

4款1項1目の保健衛生総務費が461万6,000円の減額でございます。1つは職員手当の不足の部分、それと可茂地区の輪番制病院への負担金の補正、それから繰出金で診療所特別会計への繰出金530万円減ですが、CTスキャナの事業費の確定による減でございます。

その下の2の予防費10万円の減が、1つは予防接種事業は補正額ゼロで事業費の組み替えでございます。眼底検査も事業確定による減でございます。

母子健康センター費につきましても9万2,000円の減で、事業の確定見込みによる賃金の減。

それから、4の保健福祉センター費につきましては19万8,000円の増でございますが、自動血圧計が故障しましたので、これの備品購入費25万円が含まれております。

それから、6の廃棄物対策費47万1,000円の減で、歳入でも申しましたけれども、5人槽が3基ふえて7人槽が3基減ということで20万1,000円の減、それから切替奨励補助金も対象がなかったということで減でございます。

6款1項1目の農業委員会費、補正額が3万3,000円、農業委員会活動費につきまして財源補正、それから農業者年金管理事業につきましては交付金の額の確定による補正でございます。

次のページへ行っていただきまして、3の農業振興費383万5,000円の減。耕作放棄地につきましては事業確定による減でございます。飛騨・美濃じまんにつきましても事業確定による減額でございます。戸別所得補償の推進事業につきましても、歳入で申しましたように、直接、美濃加茂の推進センターのほうへ支払われたため、ここを減額するものです。それから、茶業振興対策事業につきましては、防霜施設の補助金が、事業が確定しましたので減額するものです。新規就農支援事業61万9,000円減ですが、就農の希望者がありませんでしたので、すべて減額するものです。それから、農業振興費各種補助金につきましては8万4,000円ということで、学校給食の補助がふえるということで1万6,000円の増と、利子補給の部分を10万円減額するものです。

4目の農業構造改善事業費11万3,000円でございます。五加センターのカーペット修繕の改修補助でございます。

5の山村振興事業費807万6,000円の減額。この中で山村振興事業費一般では、茶の里の野菜村の増築工事を見送ったことによる減、それから宮代オートキャンプ場の井戸水質改善装置の額の確定による減でございます。子ども農山漁村交流プロジェクト事業につきましては、小学生の受け入れ

がなかったために減額するものです。

6の畜産業費19万3,000円は、白川町への獣医師の負担金がふえてきましたので増額するものです。

農地費の農地総務費につきましては、中山間事業で追加配当が見込まれる予定ですので、その分を増額するものです。

次のページの2項1目の林業総務費、補正額が11万1,000円の減で、臨時職員の賃金の減額と、豊かな森づくり基金への指定寄附金と、利子の積み立てでございます。

2の林業振興費につきましては、一般林業振興費で山林協会への負担金がふえてきましたので、その減額、それから有害鳥獣捕獲事業につきましては、イノシシの捕獲頭数が少なかったことによりまして報償金の80万円の減額、それから森林整備地域活動支援交付金につきましては、国・県の補助金の単価アップによりまして補助金をふやすものです。それから、産直住宅につきましては、県単補助相当分の減額でございます。34ページの村有林の管理につきましては、搬出用の作業路開設が必要なくなったということで、その分減額するものです。分収造林につきましては、第5水源の森のヒノキの材料費が要らなくなってきましたので、その分減額をするものです。

7款1項2目の地域づくり推進費は、92万6,000円の減額でございます。イベントの補助金の減額、それから雇用促進事業につきましては、雇用促進奨励金を対象者1人がふえてきたために増額するものです。フォレストスタイル事業につきましては、事業の確定による減額でございます。

それから、35ページの8款1項1目の土木総務費13万5,000円が、木造住宅の耐震診断の委託料の減額、地籍調査費につきましては129万9,000円で、補助対象・補助対象外の両方とも事業の確定による減額でございます。

2項1目道路橋梁維持費、補正額144万円で、道路橋梁費につきましては財源補正、それから社会資本整備総合交付金事業につきましては事業確定による減でございます。

3項1目の住宅管理費、補正額が1万円で、修繕料の補正でございます。

それから、4項1目の河川砂防費、補正額が2,764万1,000円の減でございます。ここでは、委託料ではハザードマップの24年度への見送りということで減でございます。それから負担金では、釜淵の公共の急傾斜の負担金が減ってきますので減額するものです。それから、その次のページに河川砂防事業、県単事業とありますが、上小林の分でございます。県の補助採択がなかったため、全額減額するものです。

10款1項2目の事務局費、補正額7万6,000円は、食と文化の館の備品の事業確定による減額です。

2項1目学校管理費、補正額ゼロで、スクールバス管理費の財源補正でございます。

小学校教育振興費一般では、賃金の補正でございます。

その下の中学校費におきましては、中学校管理費一般で消耗品でございますが、国旗、村旗、それから校旗の更新と、基金への積立金でございます。中学校施設営繕費につきましては、浄化槽の修繕でございます。

5項1目の保健体育総務費9万8,000円の補正でございますが、次のページにその他消耗品とありますが、国体啓発のための懸垂幕・横断幕の作製の補正でございます。軽スポーツ大会につきましては財源補正、体育施設管理費につきましては五加運動場の管理費ということで、補正額ゼロですが、管理を区のほうへ委託ということで、委託料のほうへ組み替えでございます。

11款1項1目の農業用施設災害復旧費279万5,000円でございますが、これは下親田の災害の換地委託料、それから測量の委託料の減で、事業費の確定でございます。それから、農地・農業用施設の15号台風被害につきましては、委託料につきましては事業費の減、工事請負のところでは、査定によりふえたものとか新たに出てきたものなどで、330万円ほど補正になっております。

林業用施設災害復旧費につきましては、事業費の確定により123万8,000円の減でございます。

2項1目の道路橋梁災害復旧費につきましては3,182万3,000円の減ということで、1つ目は凍上災復旧工事でございます。ここが事業の確定で553万ほどの減、それから道路橋梁災害の台風15号につきましては2,629万の減でございますが、一番下の工事請負の公共道路災害復旧工事の中に神土角領線の欠ノ淵の工事も含まれております。24年度事業へということになります。

河川災害復旧費につきましては、ここも事業費の確定による減額でございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

説明の途中ですが、議案13号からは休憩後とさせていただきます。

ここで10分間休憩をとりたいと思います。

午後2時33分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは再開します。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

それでは、議案第13号 平成23年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。平成23年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億793万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年3月6日提出、東白川村長。

2ページの歳入歳出予算補正と、それから3ページの朗読を省略させていただきます。

5ページの事項別明細書の総括の朗読も省略させていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。

3款2項1目財政調整交付金、補正額14万3,000円、特別調整交付金の確定によるものでございます。このうち4万5,000円が直診施設の繰出金ということで、診療所会計の繰り出しになりますし、9万8,000円は国保連合会のシステム改修の費用でございます。

それから、4目出産育児一時金補助金、補正額3万円、交付決定があったので補正をいたします。

8款1項1目利子及び配当金、補正額7万1,000円の減、国保基金利子の確定による減額でございます。

9款1項1目一般会計繰入金386万7,000円の減、保険基盤安定制度分が26万8,000円の減、財政安定化支援事業分が363万9,000円の減、事務費分が職員の超勤手当で4万円の増でございます。

10款1項1目繰越金388万5,000円、前年度繰越金でございます。

それから9ページへ行きまして、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額4万円の増、職員の超勤手当でございます。

2目連合会負担金9万8,000円、国保連合会の国保システムの改修による負担金の増でございます。

2款4項1目出産育児一時金、補正額ゼロで財源補正でございます。

4款1項1目前期高齢者納付金、補正額7,000円、金額の確定によるものでございます。

9款1項1目基金積立金、補正額7万円の減、国保基金の利息収入が減額になりましたので、積立金を7万円の減額を行います。

10款2項1目直診施設繰出金、補正額4万円5,000円、国保診療所会計の繰出金で、特別調整交付金の確定による増でございます。

国保会計は以上でございます。

議案第14号 平成23年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第4号）。平成23年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,876万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年3月6日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。

3款2項5目介護保険事務費補助金、補正額115万5,000円、介護保険システム改修の補助金の確定によるものでございます。

6款1項4目事務費繰入金、補正額172万7,000円の減、管理費の減が57万2,000円、それから国庫補助金の減が115万5,000円ございまして、合計172万7,000円を減額するものでございます。

10款1項1目利子及び配当金、補正額3万円、介護給付費準備基金利子が3万1,000円の減、介護従事者処遇改善臨時特例基金利子は1,000円の増でございます。

3. 歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額57万2,000円、介護保険事業計画策定業務委託料の減と、それから介護保険システム機器購入費のそれぞれの金額の確定による減額でございます。

4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金、補正額 3 万1,000円、利息収入が減額になりましたので、積立金も減額するものでございます。

それから、2 目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金、補正額1,000円、金額の確定によりまして1,000円を補正するものでございます。

介護保険は以上でございます。

次のページをごらんいただきまして、議案第15号 平成23年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）。平成23年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ106万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,020万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。平成24年3月6日提出、東白川村長。

2 ページの歳入歳出予算補正は朗読を省略させていただきまして、4 ページの第2表 繰越明許費補正でございます。

2 款 1 項の簡易水道建設事業（単独事業）140万7,000円でございます。これは、県道越原・付知線の災害復旧水道管支障移転工事と、それから栃山橋水道管橋梁添架支障移転工事の2件でございます。

それから、6 ページの事項別明細書の総括は朗読を省略させていただきまして、8 ページをごらんいただきたいと思っております。

2. 歳入。

3 款 1 項 1 目繰越金、補正額35万4,000円、前年度繰越金の減額でございます。

9 款 1 項 1 目、補正額71万1,000円の減、災害復旧の県の補償金の減額でございます。

3. 歳出。

1 款 1 項 1 目、補正額 4 万7,000円、職員の超勤手当の増でございます。

2 款 1 項 1 目東白川簡易水道建設事業費、補正額111万2,000円の減でございます。柏本の地内で災害復旧で水道管の移転が必要になるということで、以前に補正で増額しておりましたけれども、水道管を移転しなくても災害復旧工事ができるという県の工事工法が変更になりましたので、その分の工事費が減額になります。歳入につきましても、災害復旧の県補償金が見てありましたが、それについてもあわせて減額になってまいります。

簡易水道会計は以上でございます、次のページですが、議案第16号 平成23年度東白川村下水

道特別会計補正予算（第2号）。平成23年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,175万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年3月6日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページの事項別明細書の総括の朗読は省略させていただきまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額7万円、前年度繰越金でございます。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額7万円、ここも職員の超勤手当の補正でございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

国保診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第17号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）。平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ508万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,123万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年3月6日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から5ページの補正予算事項別明細書、1の総括の歳入、6ページの歳出を省略しまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

2. 歳入。

1款1項5目その他医業収益、補正額15万円。説明欄でその他医業収入となっておりますが、これは診察券だとか処方せん等の再発行による収益でございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額530万円の減、これはCTスキャンの事業費確定による一般会計からの繰入金の減額でございます。一般会計のほうでは、過疎対策事業で見込まれた部分でございます。

5款3項1目国保事業勘定繰入金、補正額4万5,000円追加、これは先ほど村民課長が説明しておりましたように、国保調整交付金の事業費の決算見込み額によりまして4万5,000円の追加ということで、国保事業会計からの繰入金4万5,000円でございます。

6款1項1目繰越金、補正額26万円、前年度繰越金でございます。

7款1項1目雑入、補正額47万円。説明欄にございますように、看護師2名が、現在、白川病院とサンシャイン美濃白川のほうへ研修に出かけておりますが、この研修負担金で、増額見込みと

ということで24万円の増と、その他医業外収益ということで、紙おむつだとか尿パット、コピー代等の取り扱いに要する収益で23万円でございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額42万円、診療所施設整備指定寄附金ということで、5名の方からいただいた寄附金でございます。

9款1項1目医業費補助金、補正額112万9,000円の減、これはC Tスキヤンの購入費事業費確定による国からの補助金、医療施設等設備整備補助金を減額するものでございます。

9ページ、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額21万7,000円、診療所の一般管理費で21万7,000円を追加するものでございます。内訳は共済費等で、決算見込みによる5万5,000円の増。需用費につきましては、消耗品で文具類の減額と給食部門消耗品と管理用消耗品25万円を追加するものでございます。修繕料で車等の修繕料10万円を追加して、備品等の修繕料を減額するものでございます。役務費につきましては6万3,000円の追加で、電話料・回線使用料、それから新聞の折り込み料、振込手数料等で1万円と、その他手数料で収納手数料1万9,000円を追加するものでございます。保険料で自動車損害保険料を2,000円追加するものでございます。負担金につきましては9万9,000円の追加ということで、老人保健施設のほうに加盟をした関係で、県の老人保健施設協会、それから全国の老人保健施設協会につながっておりまして、協会の会費の発生が生じたので、岐阜県へ4万1,000円、国のほうへ5万8,000円を負担するものでございます。

医業費で2款1項1目、補正額572万1,000円の減でございます。共済費の決算見込みで8万9,000円減額するものと、事務費負担金で1万円増額するもの、それから臨時職員の労災保険で1万円減額し、雇用保険料を8万9,000円追加するものです。それから、需用費につきましては、印刷製本費で医事用の印刷物2万4,000円の減で、その他印刷製本費のほうで2万4,000円を追加するものです。診療材料費で、それぞれ減額するものと追加するもので補正をさせていただくものでございます。それから、委託料で特定検診の委託料64万8,000円の追加、使用料及び賃借料で、一部医業用機器のリース料が不足しますので13万8,000円を追加するもの、備品購入費のほうでC Tスキヤナを初め整備した備品等の決算見込みによりまして650万7,000円を減額するものでございます。

3款1項1目基金積立金42万円、先ほど歳入のほうで説明しました5名の方からの寄附金を医療設備等整備基金積立金として42万円積み立てをするものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第18号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,459万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年3月6日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から6ページの事項別明細書の歳出までの朗読は省略させていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。

5款2項1目雑入、補正額1万6,000円の増。広域連合保健事業費負担金の前年度分の精算還付金として1万6,000円が入ってくることになりましたので、補正をさせていただきます。

6款1項1目繰越金、補正額1,000円の増、前年度繰越金でございます。

それから、3. 歳出。

4款1項2目償還金、補正額1万7,000円の増。広域連合からの還付金につきましては、一般会計の繰入金で前年度に支払っておりますので、またそれを一般会計に繰出金として戻すものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

一般会計の18ページにあります諸収入の雑入のところのフォレストスタイルの使用料の減額補正の90万というものについてですが、これは23年度の予算ベースですと収入が約600万ぐらいを見込まれていて、支出は人件費を合わせて3,000万円ほどの事業です。ただし、人件費は固定費として最初に排除しますと、あと2,000万ほどですので、大ざっぱに言っても収入に対して3倍の経費がかかるような事業展開が行われていると思います。そこで、このマイナス補正の90万ですが、使用料がまず90万減りました。それに対して支出の補正が、34ページになりますが、ここに94万5,000円、大体同額の補正がされていますので、事実上は決算をするとプラマイゼロのようなふうに見えますが、実際にこの場合、使用料が1減ったら経費が本来3減るような仕組みになっているのが妥当な事業展開だと思うんですが、この見方を見ますと、固定費が異様に大きいのではないかとちょっと思うところがありますので、34ページの手数料が減った実際の内訳、何が減ってこの手数料が浮いてきたのかをちょっとお知らせいただきたいと思いますのと、使用料は具体的になぜ90万減ってしまったか、その2つをお答え願いたいと思います。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

まず、手数料の減になった内訳でございますけれども、当初の予算につきましては、フォレスト

イルの物件が平均建築額を2,722万と設定いたしまして、料率は0.02ということで10棟分、手数料としまして544万4,000円、それから工務店の持ち込み物件としまして2,722万円、料率のほうは0.002と、15軒分ということで81万6,600円、合計いたしまして626万600円という見込みでございましたけれども、今回、決算見込みといたしましてフォレストスタイル物件が、これは実績の平均建築額としまして2,802万3,362円と若干上がっておりますけれども、棟数が8件となっております。それから、工務店の持ち込み物件につきましては、これも実績単価が下がっております、2,338万9,000円ということでございました。棟数につきましては、20戸ということで若干上がっておりますけれども、計算いたしまして合計541万9,325円ということで、差し引き90万2,565円の減ということになっております。

それから、今度は支出の役務費のほうで94万5,000円ほど減っておるということでございますけれども、この中で特に大きいのが手数料ということです。この内訳につきましては、住宅が完成しますと、その写真をカメラマンに、プロの方に委託して撮るわけでございますけれども、今までは全戸について撮影しておりましたのを、今回はさほど撮らずに件数を減らしたということと、それから依頼するカメラマン自体も安い方に頼むことができたといったようなことがありまして85万円の減額というようなことで、このような減額になっております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

今の説明で、実は僕がフォローした以上に状態が悪いということがわかるんですけど、使用料の減額に対して手数料の減額が連動しているわけじゃなくて、手数料そのものは全然関係ない要素で減額しているということがわかりましたので、実際、収入が90万減っているのにもかかわらず、経費が減る要素がなかったということにまず1つなるということと、今回、当初、村長がフォレストスタイルについては非常に動向がいい方向だというような言動が実はあったんですが、今の内訳を見ますと、持ち込みの件数が2件減って、工務店さんのほうが5件ふえています。本来の目標からすると、この方向性は非常に危険で、手数料はどんどんどんどん減って行って村の持ち出しがふえるばかりになるということがまず1つと、それから本来の営業効果が十分発揮された事業ではなくて、単純に工務店さんに対する補助事業にだんだん内容が移りつつあるということが見られると思いますので、今回はこういう補正として出てきているし、もう決算として済んでしまった事業ですが、このような補正が今後どんどんどんどん例によってなし崩しで行われられないような事業展開をお願いしたいということを、もう1回この辺に対するお考えを伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

この手数料につきましては、将来的な受注の状況によって変動するということもありますので、

過去の実績を踏まえまして、一般的な戸数、単価等ではじいておりますので、ある程度の差は出てくると思います。また、連動するかどうかという経費につきましては、今後、努力して抑えるところは抑えるということに主眼を置いて執行してまいりたいと思います。以上です。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

村長にお聞きします。

土地開発基金が、10万ほど利子が今回補正について8,510万円あるわけですけれども、頭の中に土地を購入したいとか、何かそういうようなあれがあるのか。また村営住宅も木曾渡に2棟昨年できて、今、10棟があるわけですけれども、村長の頭には村営住宅は人口対策でまだまだ必要であるという認識をお持ちでないかと思います。そうすると、どうしてもまとまった土地がまた必要になってくるわけですけど、その辺の関連を含めてちょっとお聞きします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

土地開発基金は土地が入り用な場合に使うということですが、確かに木曾渡の土地にまだつくるような予定でしたけれども、ちょっと事情がありまして、現在あれまでの棟数で一応区切りということになります。ほかにどこか土地を探しておりまして、一部ほかの方に現在建っておるところを分けていただきたいとお願いいたしましたが、残念ながら分けてはいただけませんでしたので、私の方針として、なるべく借地は返還をしていくという方針であります。それで、村有の土地は土地開発基金をまず使用して買うということにしたいと思っておりますので、まだ土地のいいところがありましたら、御紹介をいただきたいと思います。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

一般会計の32ページに農林水産業費の1項の、要は野菜村の倉庫というか建物の中止の経緯とか、説明をちょっといただきたいなと思います。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

野菜村の建設につきましては、工事費、それから設計監理費とも820万ほど組んでおりましたけ

れども、当初の計画の段階で1つ見落としといいますか、建築法の関係で一部改築につきましても耐震構造を含めて改築しなさいというところがございまして、それを踏まえずに改築部分だけの見積もりで計画しておったわけでございますけれども、それを実際に適用してやるとなると、このような予算ではとても無理であるというようなことがまず1点。

それからもう1つ、現在、木造建築協同組合が前にモデルハウスをつくっておられますけれども、これの利用も考慮していったらどうかというような過程で、これらの面を踏まえて見直しをしたらどうかということを野菜村の関係者等と協議をいたしまして、そうした観点から少し見送ろうじゃないかということで、今回の減額ということにさせていただいております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

33ページになるかと思うんですけれども、有害鳥獣捕獲報償金ですか、これが23年度は思ったよりなかったというか数が少なかったということで、80万ほど減額になると。その前の年は逆に多くて、その前の年を参考にして、またこの予算も立てられたんではないかと思うんですけれども、少なくともありがたいわけですけれども、逆にこういった報償金が浮いてくれば、免許を取るにはそれぞれ必要な、個人負担になりますので、24年度あたりは、そういった免許を持つための補助金というか、そういう修正されたら少し補助金を出してもらおうような、そうしところにもちよっと幅を広げてもらうとありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

現在のところ、村の予算ではそのようなことを検討はしておりませんが、中濃の農業共済組合のほうでは、農作物被害ということを踏まえて、狩猟免許、主にわなですけれども、そういったものを取得される方に、受講料、テキスト代等の支援を予算化されておりますので、そういった方があれば、そういった制度を使いながら検討してまいりたいと思います。

○議長（安江祐策君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてから議案第18号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの8件を一括して採決しま

す。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてから議案第18号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの8件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第25、議案第19号 権利放棄についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第19号 権利放棄について。東白川村が所有する次の権利を放棄したいので、地方自治法第96条第10項の規定により、次の権利放棄について議決を求める。平成24年3月6日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、別紙をごらんいただきたいと思います。

区分、年度又は期別、金額、債務者住所氏名、権利放棄の理由となっておりますけれども、債務者住所氏名につきましては、個人情報保護の必要性から朗読を省かせていただきますので、書面をごらんいただきたいと思います。

まず、水道使用料、平成19年度から平成20年度、2万6,570円。

それから、次の行がCATV加入負担金、平成18年度で15万1,500円。

その次が、CATV使用料、平成18年度から平成22年度、12万5,400円。

次からは有線放送使用料でございますが、有線放送使用料は平成17年度までということで、年度等は空欄になっておりますけれども、それ以前のものでございます。

まず、1人目が有線放送使用料で4万5,000円ということで、以上の4件につきましては債務者は既に死亡しておりますし、相続人も存在しないということで、徴収の見込みがないので債権放棄したいというものでございます。

次が有線放送使用料で4万8,300円。年度は空欄ですけれども、新しいものでも平成何年度まで、それより古いものでございます。これにつきましては、本村に住所が長い間ありませんので、全く徴収の見込みがないということで、これも債権放棄したいというものでございます。

次のページへ行きまして、有線放送使用料が3件ございまして、1件目が2万3,800円、それから2件目が7,600円、3件目が1,500円ということで、これは住所がそれぞれ異なっておりますけれども、東白川村におられたところは同じ家庭の方でございましたけれども、現在は本村に在住してみえないので徴収の見込みがないということで、これも債権を放棄したいというものでございます。

合計が42万9,670円でございます。

なお、有線放送使用料だけでは12万6,200円に合計でなりますけれども、全体では17万3,200円未収金がございます、4万7,000円が残りますけれども、それについてはまだ徴収の可能性があるもので、今後、村税等とともに徴収に努力していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号 権利放棄についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号 権利放棄については、原案のとおり可決されました。

◎同意第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第26、同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第107条の規定により、今井保都君の退場を求めます。

〔5番 今井保都君 退場〕

本件についての提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成24年3月6日提出、東白川村長。

記、氏名、今井保都、生年月日、昭和21年2月23日生まれ、住所、東白川村五加1899番地4。

この今井保都君については、皆様御存じのとおりでございます、東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてでございます。東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の

規定により、議会の同意を求めるものでございます。病院時代から引き続き委員としてお願いして
います今井様は、医療・福祉に見識も高く、診療所事業改革委員会委員長もお務めいただきまして、
診療所運営委員として適任でございます。選任同意について認定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意につい
ては、これに同意することに決定しました。

今井保都君の除斥を解除します。

〔5番 今井保都君 入場〕

今井保都君に、東白川村国保診療所運営委員選任につき議会が同意したことを報告します。

◎同意第2号から同意第5号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第27、同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてから日程第30、同意第
5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてまでの4件を一括して議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に
次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定によ
り議会の同意を求める。平成24年3月6日提出、東白川村長。

記、氏名、安江作郎、生年月日、昭和14年7月10日生まれ、住所、東白川村神土560番地1。

同意第3号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成24年3月6日提出、東白川村長。

記、氏名、安江登美子、生年月日、昭和21年10月11日生まれ、住所、東白川村越原1024番地5。

同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成24年3月6日提出、東白川村長。

記、氏名、古田紀代子、生年月日、昭和17年2月11日生まれ、住所、東白川村神土530番地2。

同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成24年3月6日提出、東白川村長。

記、氏名、安江勲、生年月日、昭和25年3月12日生まれ、住所、東白川村神土482番地1。

以上4名のうち、第2号、3号、4号の3名の方につきましては、全員の方が診療所運営委員3期目の再任でございます。民生部門等で医療・福祉の経験豊富な方々で適任者でございます。選任同意について認定賜りますよう、お願いをいたします。

同意第5号の安江勲さんについては、この方は皆さんもよく御存じの方で、現在、神土平にお住まいです。岐阜部品に長くお勤めになり、退職されてから民生委員として活動をいただいております。民生の面で精通した見識をお持ちで、貴重な意見がいただける適任者であると存じます。選任同意について認定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから各案件を順次採決します。

初めに、同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意につい

では、これに同意することに決定しました。

次に、同意第3号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第3号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意については、これに同意することに決定しました。

○議長（安江祐策君）

ここで暫時休憩したいと思います。10分間の休憩をとります。

午後3時38分 休憩

午後3時47分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは会議を再開します。

◎議案第20号から議案第33号までについて（提案説明）

○議長（安江祐策君）

日程第31、議案第20号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第44、議案第33号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの14件を新年度予算関連により一括して議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

それでは、平成24年度予算、村長説明を行います。

本日ここに、平成24年東白川村議会第1回定例会に平成24年度予算案及び関連する諸議案を提出し、議員の皆様にご審議をお願いするに当たり、村政運営に当たっての所信の一端を述べ、議会を

通じて村民の皆様の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

第1章 国の予算編成動向

平成24年度政府予算案は、一般会計の総額は前年度比2.2%減の90兆3,339億円で6年ぶりに前年度を下回っておりますが、東日本大震災の復興予算を特別会計に3兆7,754億円が計上されたほか、基礎年金国庫負担の財源の一部を一般会計に計上しない交付国債で賄っており、これら別枠分を合わせると、実質的には過去最大となっております。政策的経費である一般歳出は51兆2,450億円で、前年度比5.2%の減、そのうち公共事業関係費は同8.1%減の4兆5,734億円となっております。一方、社会保障関係費は、基礎年金の国庫負担割合を50%に維持するための財源に充てる年金交付国債を一般会計に計上しないことから、同8.1%減の26兆3,901億円で、一般歳出に占める割合は51.5%となっております。

村にとって最も重要な財源である地方交付税は、一般会計からの支出額（入り口ベース）で同1.1%減の16兆5,940億円と2年連続の減額になっていますが、昨年同様、既定の加算とは別枠で1兆500億円を増額、これを含めた地方交付税の総額は、出口ベースで0.5%増の17兆4,545億円となり、5年連続の増額となっております。これに地方税、地方譲与税、臨時財政対策債等を加えた地方一般財源総額は0.2%増の59兆6,241億円で、中期財政フレームに基づき平成23年度と同水準が確保されております。

第2章 岐阜県の動向

岐阜県においては、深刻な財政難にあることは周知のところですが、平成24年度が最終年度となる岐阜県行政改革アクションプランの取り組みを着実に推進し、構造的な財源不足の解消を図るとともに、アクションプラン終了後の平成25年度以降を見据えながら予算編成を行ったとされております。平成23年度で活用期限を迎える国補正予算で設けられた基金を活用した事業の取り扱いや、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の開催に必要な予算の確保など課題が山積してありますが、公債費が減少傾向に転じ、身の丈に応じた持続可能な財政運営がようやく見え始めたとしております。

一般会計の予算規模については、前年度比11年連続マイナスで総額7,424億円です。23年度当初予算より34億円減少した予算となっております。

第3章 本村の予算編成の基本方針

平成24年度の予算編成に当たっては、次の基本方針に基づいて、できる限り積極的な予算編成に取り組ましました。

1. 第4次総合計画後期基本計画期間の目標に掲げた人口減少に歯どめをかけることを実現するための積極的な予算編成を目指す。

2. 環境や景観の保護活動を通じた里山の保全といった地域資源を生かした取り組みに力を注ぎ、日本で最も美しい村連合加入を契機とし、持続可能な美しい東白川村を残していくように努める。

全体を通して規律ある財政運営を行うこととし、安易に前年度予算を踏襲することなく、費用対効果の観点から内容を精査するとともに、新規事業においては全体的な視野に立つての事業見直し等を行い、財源を確保した上で取り組むこととしました。

第4章 予算関連議案の概要

本会議に提出します平成24年度予算関連議案件数及び各会計別予算規模は、次のとおりであります。

第1 提出議案件数

予算関係7件、条例関係7件、合計14件。

第2 一般会計予算額

一般会計予算額は、前年度と比べ5,500万円増の19億6,200万円（前年度比2.9%増）の中身の充実した予算を編成しました。

第3 特別会計予算額

国民健康保険特別会計3億7,830万円、介護保険特別会計2億3,440万円、簡易水道特別会計1億4,780万円、下水道特別会計2,190万円、国保診療所特別会計2億8,020万円、後期高齢者医療特別会計3,390万円、以上、特別会計予算総額は、前年度と比べ340万円増の10億9,650万円（前年度比0.3%増）となりました。

第4 各会計予算額の合計

一般会計並びに特別会計の予算総額は、前年度と比べ5,840万円増の30億5,850万円（前年度比2%増）となりました。

第5章 予算の概要

第1 一般会計

歳入では、村税は固定資産税の評価がえと景気の後退を考慮し、前年度比94.4%の1,104万円の減額で計上しております。地方交付税は、国の予算では出口ベースで0.5%の増額が見込まれることから、定住自立圏分を含めて前年度より1,000万円増額の9億1,000万円といたしました。国庫支出金は、橋梁長寿命化と道路修繕の補助金である社会資本整備総合交付金、災害復旧事業負担金、障害者自立支援給付費負担金等の増加で前年度より666万円増の1億460万円を計上しております。県支出金は、県単急傾斜地崩壊対策事業補助金、中山間地域等直接支払交付補助金等を計上しておりますが、村民センター耐震工事の補助金の減額等で前年度より862万円減の1億925万円を見込んでおります。

村債は、公債費負担適正化計画の範囲内で有利な過疎対策債を主に活用してまいります。ソフト事業では、防災対策、日本で最も美しい村事業、地籍調査事業や農地流動化奨励金、診療所の外出支援事業等に3,960万円を、みつば保育園、総合運動場の改修工事や診療所のエックス線照射装置の更新、CATV機器の更新、橋梁の修繕工事など、ハード事業の財源として1億2,360万円、これらに臨時財政対策債7,000万円を加えた総額は、昨年より2,320万円増の2億3,320万円を計上いたしております。

また、23年度の財政運営の状況を踏まえ、繰越金を前年度より4,428万円増の2億4,365万円を計上し、収支のバランスをとりました。

歳出では、第4次総合計画の後期基本計画に掲げた定住人口対策と住みよい東白川村を実現する

ための予算と位置づけて編成いたしました。

住みよさの観点からは、新たな取り組みとして、在宅で常時紙おむつを使用している家庭等に可燃ごみ袋の無償配布を実施することいたしました。このほか、可茂地域10市町村で住民票など証明書の広域交付を実施することとしております。

産業振興対策では、耕作放棄地対策事業やモデル茶園整備事業の実施、茶業関係機械等の整備、フォレストスタイル事業の推進などを積極的に進めてまいります。

安全・安心の村づくりの観点からは、県事業による診療所裏の急傾斜地崩壊対策事業の促進と上小川の急傾斜地崩壊対策事業を県の助成を得て着手する予定にしております。また、ハザードマップ作成事業、子宮頸がん等のワクチンの無料接種、診療所のエックス線照射装置の更新などを実施してまいります。

教育と子育て支援の観点では、保育園の改修工事を実施するとともに、小・中学校の教育環境の改善や備品整備等も進めてまいります。また、総合運動場の改修も計画しております。

環境対策では、河川の草刈りなどを計画的に進める事業や地域での環境整備作業への助成を実施し、河川清掃や危険木除去事業とあわせて美しい東白川村づくりに努めてまいります。

歳出の性質別では、歳出の多くを占める人件費において一般行政職3名と保健師1名の新採用や議員共済費の増額などの結果、給料、手当、共済費等は昨年に比べて1,726万円増額となっております。また、賃金についても、臨時職員の処遇改善等が影響して増加しております。なお、引き続き特別職と議員の期末手当のカットを継続しております。

報償費は、出産祝い金や有害鳥獣対策費を計上しておりますが、フォレストスタイル事業の見直しで減額しております。

委託料は、防災無線デジタル化設計委託やハザードマップ作成などの防災対策、CATVセンターモデム設定費、河川の環境整備委託費の増額により、前年度に比べて2,716万円増の1億5,535万円を計上しております。

工事請負費は、保育園及び総合運動場の改修工事や神土角領線災害復旧工事、中川原公園駐車場整備工事等を実施する予定であり、前年度に比べて804万円増の1億2,238万円となっております。

備品購入費は、庁用車の購入、CATV機器の更新等を計画しておりますが、スクールバスの更新が終了しており、前年度に比べ1,358万円少ない4,849万円を計上しております。

負担金、補助金は、美濃東部区域農用地整備事業負担金や可茂消防事務組合分担金の減少などで648万円ほど減少いたしました。

扶助費は、障害者自立支援事業で増加が見込まれ、1,223万円増の1億3,928万円を計上しております。

一方、村債の償還元金や利子は前年度より1,725万円ほど計上しております。

繰出金は、簡易水道特別会計や国保診療所特別会計で施設整備費等が増額となり、1,008万円増の2億7,016万円を繰り出すことにしております。

第2 特別会計

特別会計では、継続して6つの特別会計を運営してまいります。

国民健康保険特別会計は被保険者数の減少が見込まれるので、療養給付費を減額しております。

一方、介護保険特別会計は施設介護給付費を増額しておりますが、後期高齢者医療特別会計とも健全な運営を目指してまいります。

また、簡易水道特別会計では、計画的に施設の営繕や設備の更新を行う予定であります。

国保診療所特別会計では、老朽化した医療機器等の更新を図り、診療所改革委員会の答申を踏まえ、村民の医療と介護のニーズにこたえてまいります。

第6章 一般会計の体系別概要説明

本章の説明は、総合計画における基本計画の体系に沿って説明いたします。

第1 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

1. 中山間地域等直接支払推進事業等の継続推進。第3期対策の中山間地域等直接支払推進事業や本年度から始まる農地・水保全管理支払交付金事業、第3期対策の初年度となる森林整備地域活動支援交付金事業等を継続して実施し、当村の大切な資産である農地と森林を守る事業を推進してまいります。

2. 農林業振興策。農地流動化奨励金制度は申請面積が拡大しており、耕作放棄地対策事業として有効であると判断しており、継続して実施してまいります。また、凍霜被害や販売価格の低迷で苦境にある茶業振興については、労力の軽減と収量の安定化を図るモデル茶園の造成等に係る経費を助成することとし、茶樹植栽等支援事業とあわせて助成してまいる計画であります。また、新世紀工房の乗用茶刈り機購入に助成し、茶生産の効率化を図ってまいります。

被害が拡大している有害鳥獣対策では、捕獲さく購入補助金を継続するとともに、イノシシの捕獲頭数を100頭予定しております。また、県制度のあすなる農業塾の参加者を対象に、トマトの新規就農にも支援してまいる所存であります。

林業振興では、新たに年間を通じて林道、作業道管理を行う事業に支援を行うとともに、前述の森林整備地域活動支援交付金事業を継続し、森林の付加価値を高める努力を継続してまいりたいと考えております。このほか広域林道開設促進や、県が新たに取り組む清流の国ぎふ森林・環境税事業にも力を入れてまいります。

3. 地籍調査事業。県補助金が減額されておりますので、昨年に引き続き村単独事業として一筆地調査を実施し、事業の進捗を図ります。

4. 商工業振興策。新たに中小企業退職金共済制度への加入促進に支援を行うとともに、商工業設備資金利子補給制度を見直し、実施する予定です。また、商工会への支援を行うとともに、商品券発行事業を継続して支援してまいります。

第2 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

1. 県単土地改良修繕事業。県単かんがい排水事業に取り組み、経年劣化により侵食が激しい中谷地区の用水路の修繕工事を実施します。

2. 急傾斜地崩壊対策事業。県事業で診療所裏の急傾斜地対策を、県単補助事業で上小林の急傾

斜地対策事業を推進してまいります。

3. 危険木除去事業。松枯れなどによる危険木の除去を積極的に推進します。

4. 防災対策事業。震災や台風などによる豪雨災害を想定した地域防災計画の見直しやハザードマップを作成し、村民の皆様の安全確保に努めます。また、防災行政無線のデジタル化の実施設計を行う予定にしております。

消防団活動については、団員の確保に努めるとともに、消防施設の充実を図り、消防団の活動を支援してまいります。

5. 美濃東部区域農用地総合整備事業。美濃東部区域農用地総合整備事業は、今年度全体で13億1,000万円の事業費が見込まれていますが、事業着手から15年目を迎え、美濃東部農道第3工区農道事業が完成する予定になっておりますので、トンネルの維持管理や完成式典を計画しております。

6. 道路橋梁維持事業。社会資本整備総合交付金事業を活用し、今年度は越原橋の修繕工事、岩倉橋調査委託と村道の維持修繕工事を実施します。また、通学路となっております外山下線道路改良工事も計画しております。

7. 地域活性化策。フォレストスタイル事業は、年々契約件数を伸ばし、実績が徐々に出てきていると思います。今後は関係事業者の勉強会などを開催し、受注体制の拡充を図り、主要産業である木造建築関連産業の振興を図ってまいります。また、引き続き子ども農山漁村交流プロジェクト事業や交流事業を実施する青空見聞塾などのNPO等を積極的に支援して地域の活性化対策を実行します。

8. 人口対策推進事業。定住促進条例で定めたIターン・Uターン者の定住促進のための助成制度を啓発し、人口対策の促進を図ります。

9. 太陽光発電システム設置補助金制度の拡充。自然環境に優しい太陽光発電設備の設置をさらに奨励するため、助成内容を拡充して補助金を交付してまいります。

10. 定住自立圏構想の推進。美濃加茂市と締結した定住自立圏の形成に関する協定に基づき、より快適で幸せな暮らしの実現のためさまざまな政策分野において連携し、民間の意欲と発想を積極的に引き出し、圏域全体の活性化につなげます。

11. 地域情報化対策事業。情報通信基盤機器、事業開始から7年目を迎え、一部の機器が耐用年数を過ぎてきております。情報通信基盤管理運営協議会の中間答申を受けて、センターモデムや気象ロボット機器の更新を計画しております。

第3 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

1. 高齢者等外出支援事業。車両の更新を行うなど体制の充実を図り、増加の傾向にある透析治療のための通院支援と中核病院への高齢者の通院支援事業を継続して実施してまいります。

2. 予防接種事業。子宮頸がんワクチンやヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン等の無料接種を継続実施するとともに、インフルエンザの集団感染を防ぐために、1歳児から中学生までと生活保護世帯にワクチン接種費用の全額助成を実施します。

3. 福祉生活支援事業。在宅で常時おむつを使用している家庭や乳幼児がいる子育て中の家族に、

可燃ごみ袋を無料配布することにいたしました。また、継続して高齢者世帯を中心とした低所得世帯に対し、村内消費の一助となる政策として、つちのこ商品券配布事業を実施します。

4. 高齢者対策、障害者対策事業。老人クラブの運営助成や障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画に基づき、国・県の制度にのっとり各種支援策を継続して実施してまいります。

5. みつば保育園の運営。老朽化の進んでいる保育園舎や機械設備について、園児の保育環境を最優先に必要な最小限の改修工事を予定しております。

第4 ころの「ゆたかさ」のあるむらづくり

1. 高校生の通学支援事業。高校生通学支援事業として、白川町と協力して通学バスを運行するとともに、人口対策と地域の活性化を目的として、自宅通学する高校生に交通費の一部を継続助成してまいります。

2. 小・中学校運営。小学校については裏山フェンスの修繕工事を行い、児童の安全対策を行うとともに、基礎・基本を取得するための教材等の整備を予定しております。中学校については、新学習指導要領への円滑な対応を図るため、指導書の整備や芸術鑑賞等を行います。

3. 公民館講座事業。生涯学習のきっかけづくりとして、芸術鑑賞等への機会提供を目的としたお出かけ公民館講座や村民ニーズに合った講座を計画実施します。

4. ぎふ清流国体関連事業。第67回国民体育大会のデモンストレーションとして、本村においてはウオークラリーの開催と炬火リレーを実施します。

第5 健全な行財政運営に向けて

1. 定員管理の適正化。平成24年度は職員を4名採用しますが、常に業務改善を行いながら、適正な定員管理を行ってまいります。

2. 経費の節減合理化。經常経費につきましては、電気料の値上げなど厳しさが予想されますので、徹底した節約を行い、経費増を防いでまいります。

3. 税及び使用料等の徴収率の改善。村税や国保税、水道使用料等の徴収率の改善については、納税者の納税意識の高揚を図るためにも厳しい措置をとらざるを得ない状況にあると危機感を抱いております。引き続いて時効の管理、債権等の差し押さえ、土地開発基金の活用による山林等の不動産の換価方策の整備などの対策を順次実施してまいります。

4. 村有財産の管理。村有林の下刈り、除間伐作業を実施し、適正な村有林管理に努めます。また、越原国有林地内の分収造林事業も推進します。

5. 新地方公会計財務諸表の作成。国が地方公会計改革として推進している貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書から成る新地方公会計制度を導入し、資産と債務の適切な管理を行うとともに、前述の財務四表を公表し、財務内容の透明性の向上に努めます。

第7章 特別会計の予算概要説明

第1 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、加入者756人を想定し、予算編成しております。主たる財源であります保険税は税率を据え置きとし、6,400万円で前年度と比べ11.1%減としました。

予算額は、被保険者数の減少に伴う一般被保険者療養給付費等の減により、前年度と比べ3.1%減の3億7,830万円となっています。

国保会計の運営課題は、加入者一人一人の健康増進です。これからも国保診療所と連携し、今まで以上の予防、健康指導を通して、早期発見・早期治療に取り組むこととします。

また、保険税等の未納が年々増加していますので、保険税は相互扶助であることを十分説明し、理解していただき、村税とあわせて収納率の向上に努力いたします。

第2 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第1号被保険者1,035人を想定し、予算編成をいたしました。基準となる月額保険料は、第4期事業計画期間の料率を据え置き、第5期の平成24年度から平成26年度まで同額で計画しております。

国の方針は在宅介護にシフトしていますが、本村においては介護する側の高齢化がますます進みますので、在宅での介護力の低下が心配されます。介護保険制度の健全運営と利用者へのサービスを安定的に供給することが行政の責務と認識し、努力を重ねてまいります。

予算額は2億3,440万円で、施設介護サービス給付費の増加を見込み、前年度と比べ5.8%増となっています。

第3 簡易水道特別会計

簡易水道は平成4年度に事業着手し、現在の加入件数は979件で、全村に給水しております。また、施設の一部が老朽化して更新の時期になっているため、少しでも長く使用できるよう、適切な維持管理及び改修工事を進め、安全で清浄な水道水の供給に努めてまいります。

予算額は1億4,780万円で、設備維持管理費や公債費等の増により前年度と比べ4.3%増となっています。

第4 下水道特別会計

下水道施設として4施設の小規模集合排水処理施設の管理を行っており、受益戸数は、宮代地区19戸、平西地区35戸、平東地区24戸、平中地区21戸、合計99戸で、各組合の御尽力により安定した運営をしています。今後とも組合と連携を一層強化し、生活排水の処理に万全を期してまいります。

予算額は2,190万円で、維持管理費等の増により前年度と比べ1.9%増となっています。

第5 国保診療所特別会計

診療所は、地域の医療センターとしての責任と期待が高いことをしっかり認識し、村民の疾病治療、健康管理に職員一丸となって努力してまいります。

病院から診療所へ機能転換してから今年度で5年目となりますが、医師確保の課題も続きますが、前年度に受けた東白川村国保診療所事業改革委員会の答申に沿って、住民の期待にこたえるよう改革・改善内容を検討し、できることから取り組み、診療所の将来のあり方等について研究してまいります。

医療機器の整備では、総合計画・実施計画に沿って、地域ニーズに合った必要なものから優先し

て更新等により整備充実を図ります。

予算額は2億8,020万円で、前年度と比べ1%減となっています。

第6 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定の障害のある方644人を想定し、保険料の徴収及び申請書等の受け付け事務等に係る経費を計上いたしました。

予算額は3,390万円で、前年度と比べ2.6%減となっています。

第8章 むすび

以上のとおり、平成24年度における村政の運営と主たる事業並びに予算の概要を御説明申し上げましたが、予算に関連します各種条例改正も上程していますので、慎重審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

23年度に発生した台風15号の豪雨災害も、皆様の御協力により復旧工事が完成する見込みであり、安堵しているところでありますが、昨今の異常気象は、いつどこで災害が起こるかわからない状況であります。この経験を生かし、有事に対する備えをしてまいらなければならないと考えております。

平成24年度の予算総額は30億5,850万円となり、2年連続で30億の大台を超えました。一般会計も5年連続の増加となる予算となっております。これで万全とは到底まいりませんが、今後も財政調整基金の積み立てや公債費の管理を行い、適正な財政運営に努めながら、地域の経済や村民の皆様の生活が少しでも向上するよう、職員とともに知恵と汗を流して東白川村を運営してまいる所存でございますので、村民の皆様、議員の皆様の格段の御指導と御協力をお願い申し上げ、平成24年度予算の説明といたします。平成24年3月6日、東白川村長。

ありがとうございました。

○議長（安江祐策君）

平成24年度予算、村長説明が終了しました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日3月7日の本会議は午前9時30分から開会しますので、よろしくお願いいたします。

本日は、これで延会します。

午後4時25分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員